

「第3次やまなし食育推進計画」
(仮称)

(素案)

平成28年〇〇月

山 梨 県

(目次)

第1章 計画策定について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
第2章 食育をめぐる本県の現状と課題	4
1 食生活と健康の状況	4
(1) 食生活の状況	4
(2) 健康の状況	9
2 農林畜水産業の状況	12
3 第2次やまなし食育推進計画の達成状況	15
4 食に関する県民意識と外部環境の変化	19
(1) 食の安全及び食育に対する県民意識(平成26年度県政モニターアンケート調査結果)	19
(2) 消費生活に関する県民意識(平成27年度県政モニターアンケート調査結果)	22
(3) 食に関する外部環境等の変化	24
5 食育推進における課題	28
第3章 食育推進の基本的考え方	30
1 基本目標	30
2 基本方針	30
第4章 食育推進に関する施策の展開	31
1 生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進	31
(1) 家庭における食育の推進	31
(2) 学校、保育所等における食育の推進	32
(3) 地域における食育の推進	34
2 地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進、食文化の継承	36
3 食育県民運動の展開	38
4 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供	39
第5章 重点的に取り組む施策	42
第6章 計画の推進にあたって	45
1 推進体制	45
2 関係者の役割	45
3 計画の進行管理	46
第7章 食育推進の目標指標	47
1 指標の考え方	47
2 指標の選定基準	47
3 食育推進の目標指標	47

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

- すべての人々が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成17年6月に食育基本法が制定されました。
県では、同法に基づき、やまなし食育推進計画（平成18～22年度）及び第2次やまなし食育推進計画（平成23～27年度）を作成し、10年にわたり、関係機関・団体や国、市町村等多様な関係者ととともに食育を推進してきました。
- その結果、食事バランスガイド等を知っている人や食育の推進に関わるボランティアの数が増加するとともに、子どもの朝食の欠食率や孤食率が改善されるなど、家庭、学校、保育所等における食育は、着実に進展してきました。
- 一方で、男性30歳代の朝食の欠食率が依然として高く、また、メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事や定期的な運動を実践している人の割合（15歳以上）は、改善が進まないなど、課題も明らかとなっています。
- 近年、少子化、高齢化が進展するとともに、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加し、特に、高齢者が単身又は夫婦で住む世帯の割合が増加しています。また、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加傾向にあります。
- このような状況から、引き続き、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、様々な家族の状況や生活環境等、多様な暮らしに対応した食育の充実を目指す必要があります。また、その実施に当たっては、若い世代をはじめ、多くの人々に食育の機会を広く届けられるよう、民間団体や市町村など多様な関係者との連携、協働を更に推進していくことが必要です。
- 第2次やまなし食育推進計画が平成27年度で計画期間を終了することから、同計画の評価と課題の把握を行い、社会情勢や環境の変化を踏まえ、また、これまで本県が培ってきた食文化の確実な伝承なども視野に入れつつ、今後5年間の食育推進の方向性を明らかにするため、総合的かつ計画的な食育の推進に向けた取り組みの指針として、第3次やまなし食育推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 食育基本法に基づく計画

この計画は食育基本法第17条に基づき、国の食育推進基本計画を基本として、本県における食育の推進に関する施策の基本的な方針について定めるものです。

(2) 山梨県総合計画等との関係

- この計画は、山梨県総合計画の部門計画であり、県が食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、食育に関する基本的な方針を定め、中期的な施策の方向性や具体的な施策をまとめたものです。

- また、食育の推進に関連する他の県計画等（関連図参照）との整合も十分図りながら、効果的な計画推進を図っていきます。

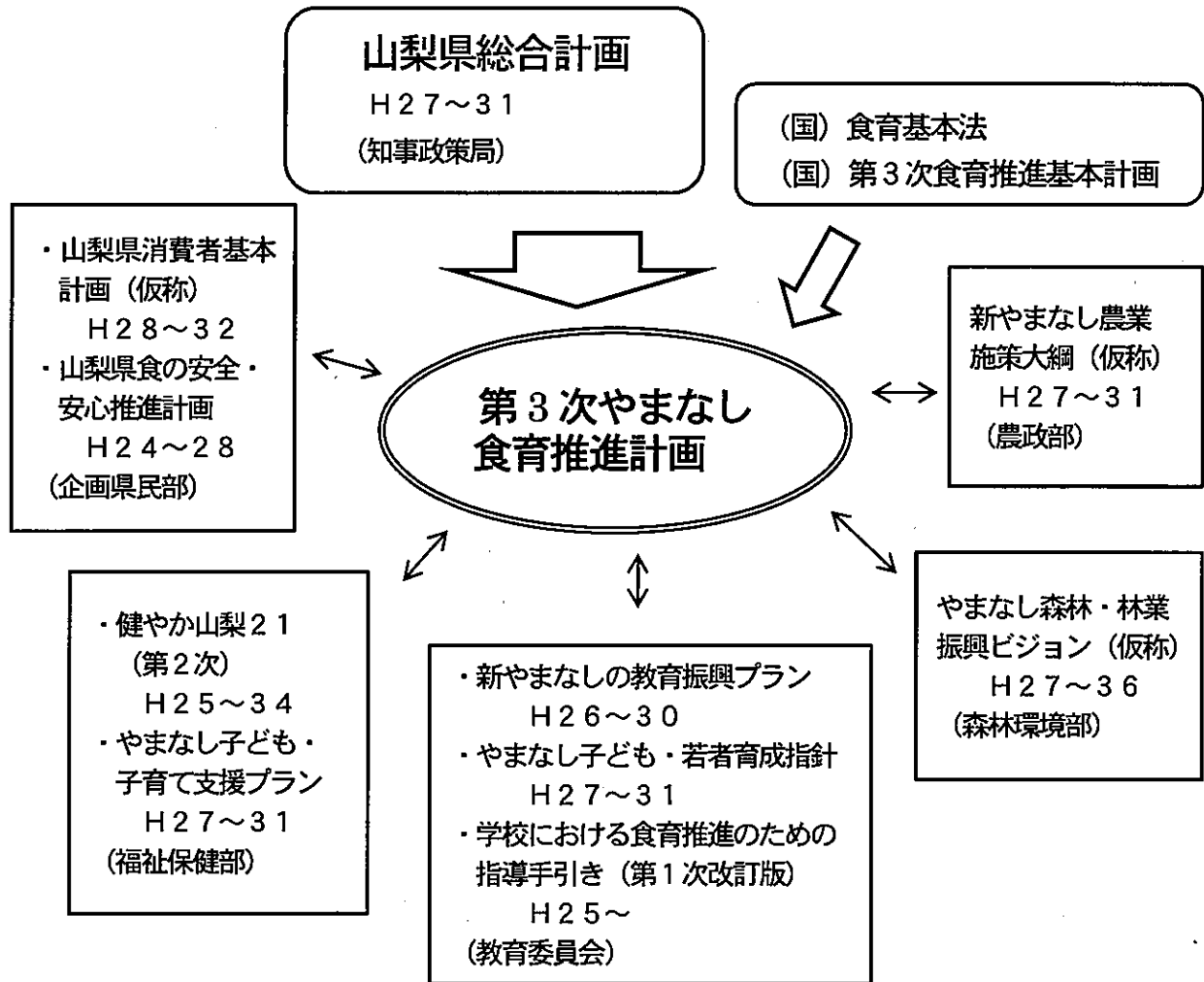
(3) 総合的な取り組みの指針

この計画は、県民、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、生産者・事業者、民間団体、県、市町村など、食育をめぐるすべての関係者が、それぞれの立場・役割において、あるいは相互に連携し協働して、食育の推進に取り組む際の総合的な指針となるものです。

3 計画期間

この計画の期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年間とし、計画期間中に状況の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

○山梨県総合計画、他の県計画等との関連図



第2章 食育をめぐる本県の現状と課題

* H26県民栄養調査は速報値

1 食生活と健康の状況

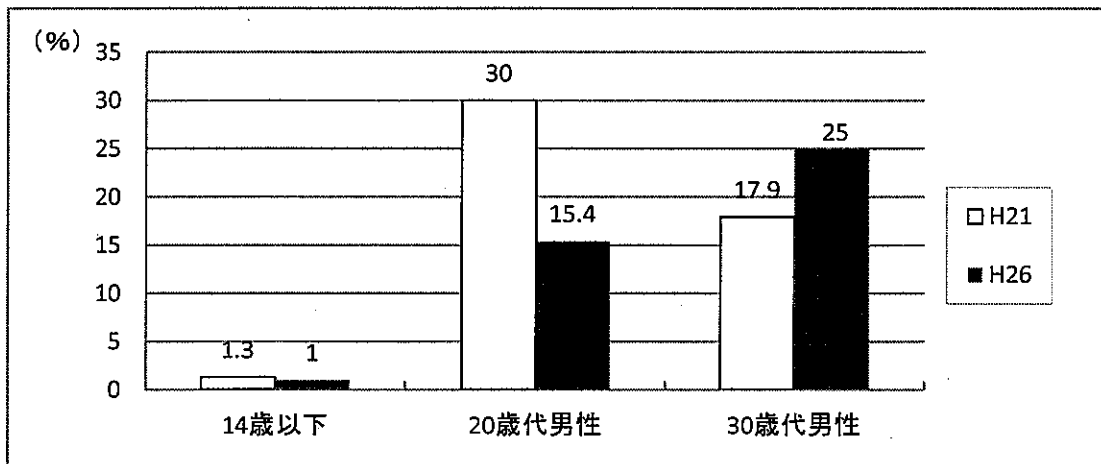
(1) 食生活の状況

ア 朝食の欠食状況

習慣的に朝食を欠食する(「ほとんど食べない」人)の割合は、男性12.7%、女性5.5%と、平成21年と比べ男女とも下がっており、全国平均よりも低い状況です。年齢別にみると、30歳代男性は25.0%、50歳代男性、30歳代女性の欠食率が、平成21年より上昇しています。

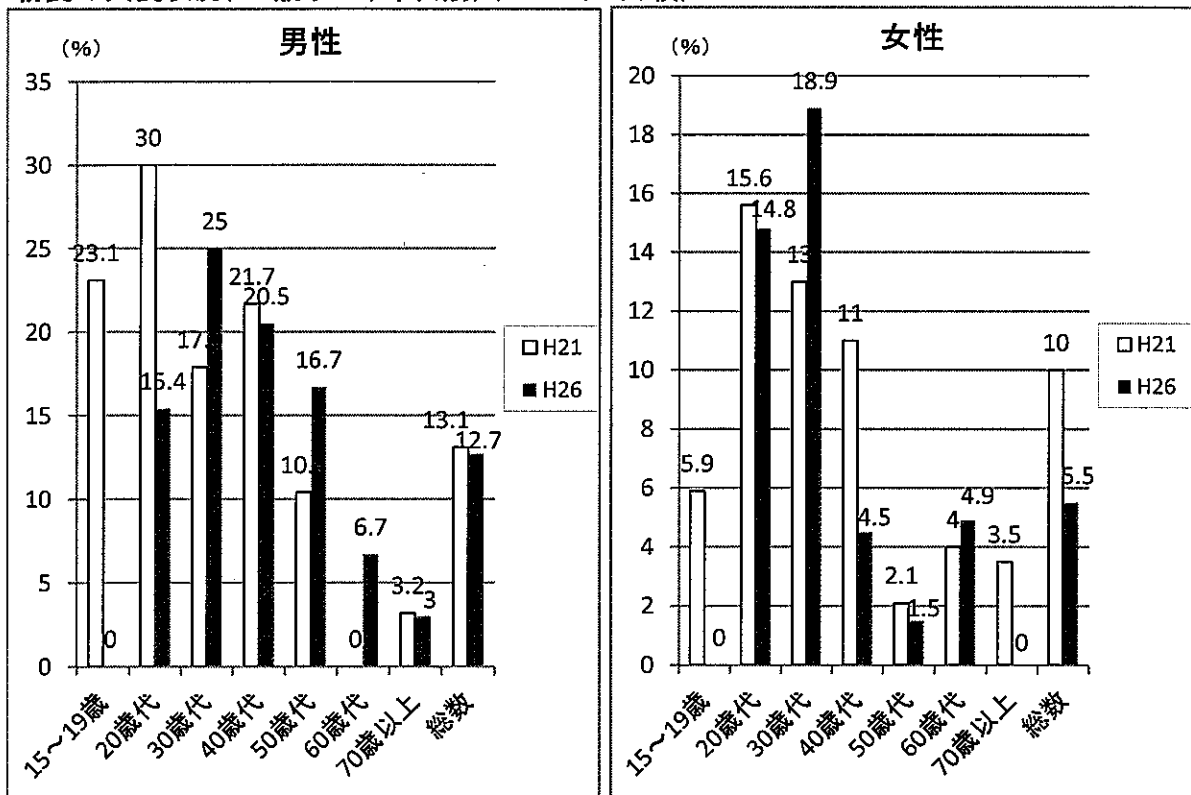
14歳以下の子どもの欠食率は、下がっています。

朝食の欠食状況(H21との比較)



【出典:H21、26県民栄養調査】

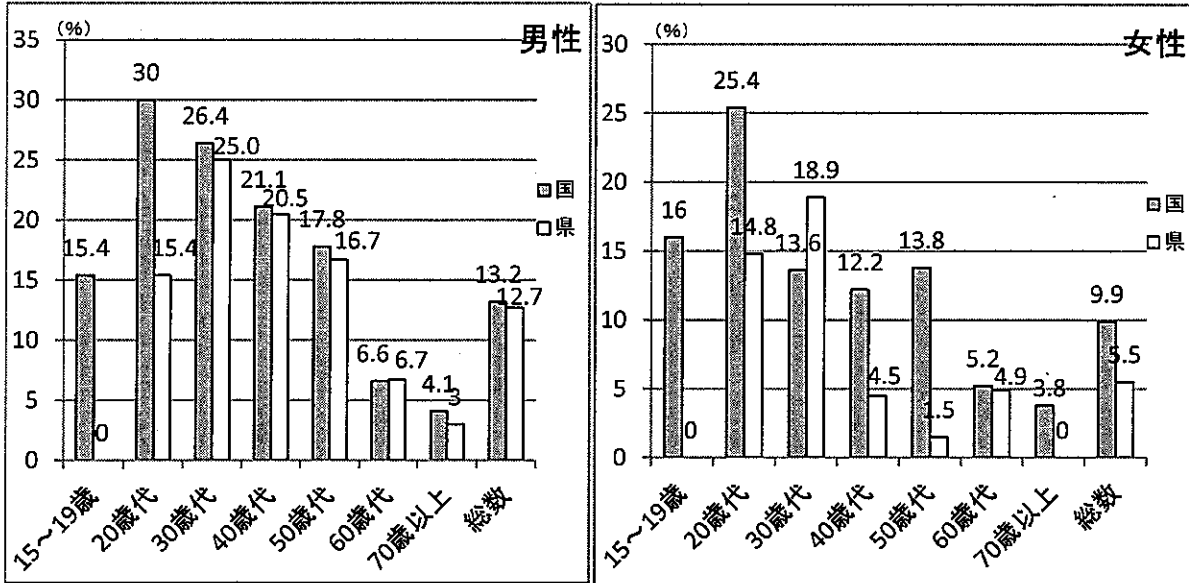
朝食の欠食状況(15歳以上、年代別)(H21との比較)



* 欠食する人(ほとんど食べない人)の割合

【出典:H21、26県民栄養調査】

朝食の欠食状況(15歳以上、年代別)(全国との比較)

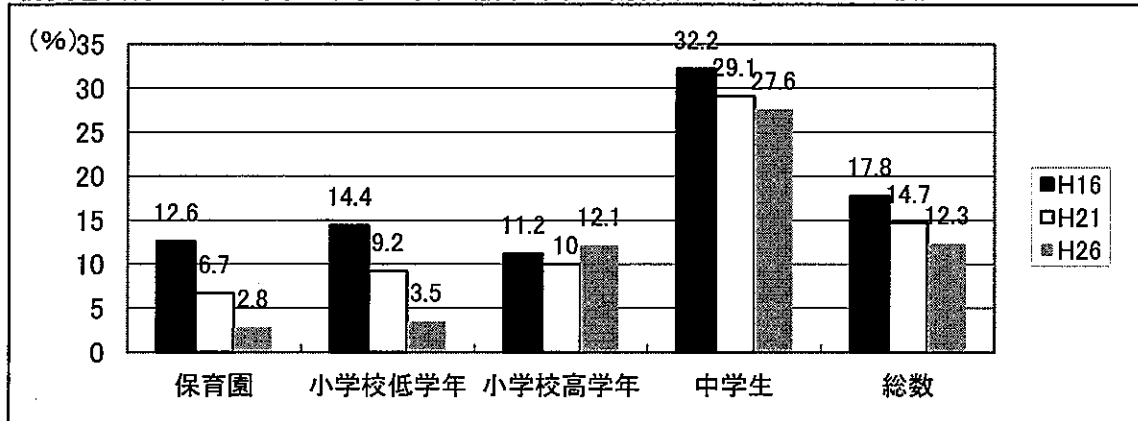


【出典:H25国民健康・栄養調査, H26県民栄養調査】

イ 朝食の孤食状況

本県の中学生以下の子どものうち、朝食を1人で食べる子どもの割合は、12.3%と年々減少しています。しかしながら、中学生では、3.6人に1人と依然高い状況にあります。

朝食を自分ひとりで食べる子ども(14歳以下)の割合(H16、21との比較)



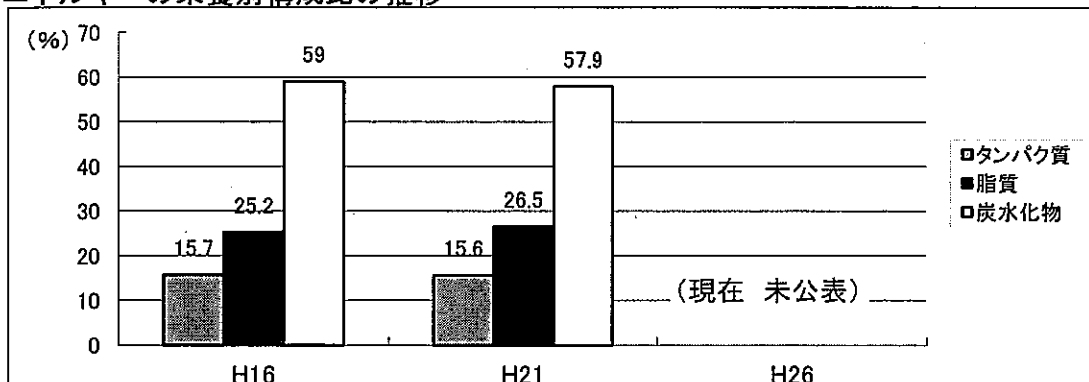
【出典:H16、21、26県民栄養調査】

ウ 栄養バランスの推移

① エネルギーの栄養別構成比の推移

タンパク質、脂質、炭水化物のエネルギー比率(摂取エネルギーに占める割合)を見ると脂質が増加し、炭水化物が減少しています。

エネルギーの栄養別構成比の推移

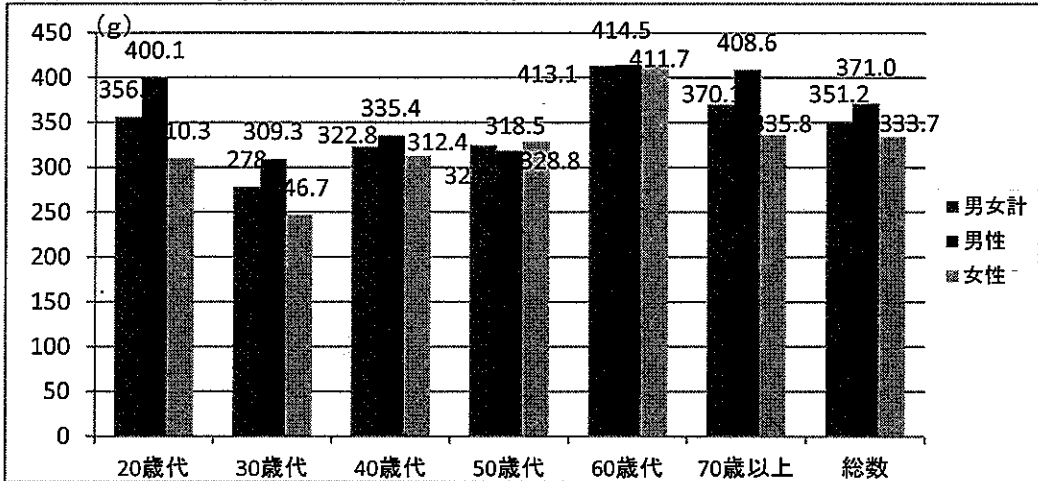


【出典:H16、21、26県民栄養調査】

② 野菜摂取量(20歳以上)

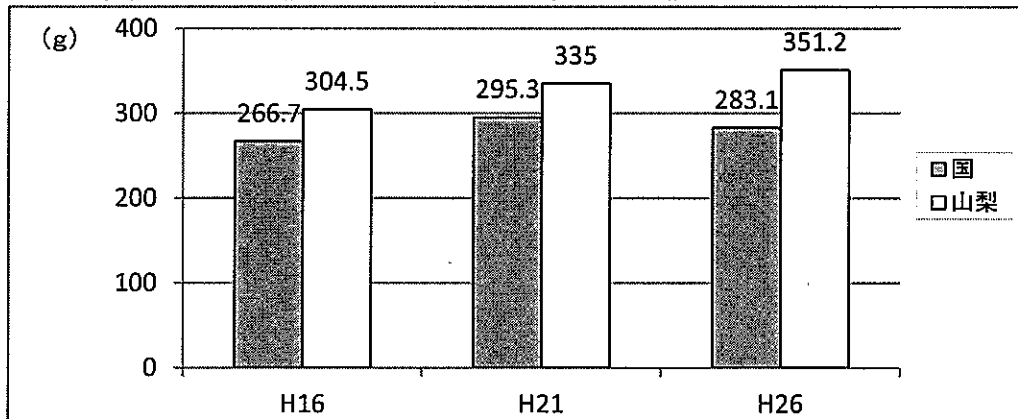
本県の成人1日当たりの野菜摂取量は、年々増加し、全国平均を上回っており、目標値350gを超えました。しかしながら、30歳代、40歳代、50歳代は、「健やか山梨21(第2次)」の目標値以下となっています。

年齢別の1日の野菜摂取量(20歳以上、年代別)



【出典:H26県民栄養調査】

1日の野菜摂取量(20歳以上)(H16、21の国との比較)

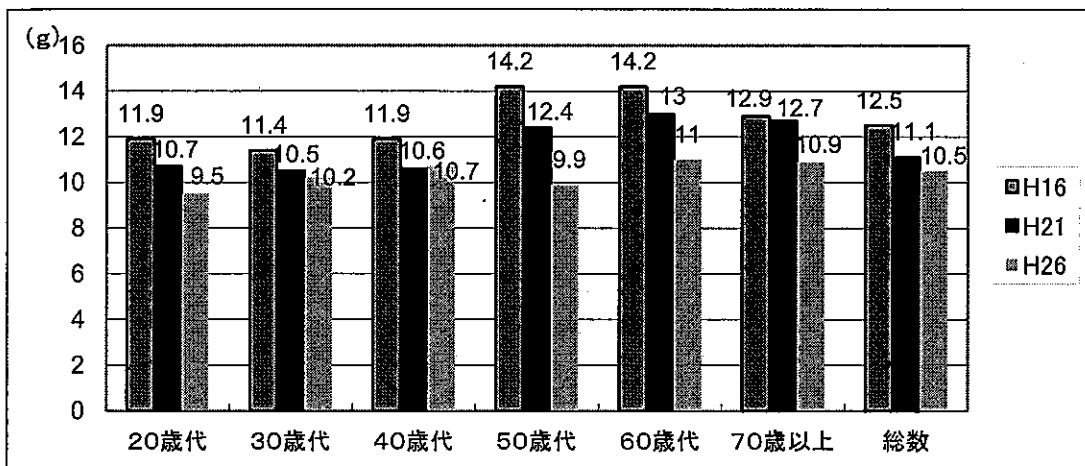


【出典:H16、21、26国民健康・栄養調査, H16、21、26県民栄養調査】

③ 食塩の摂取状況

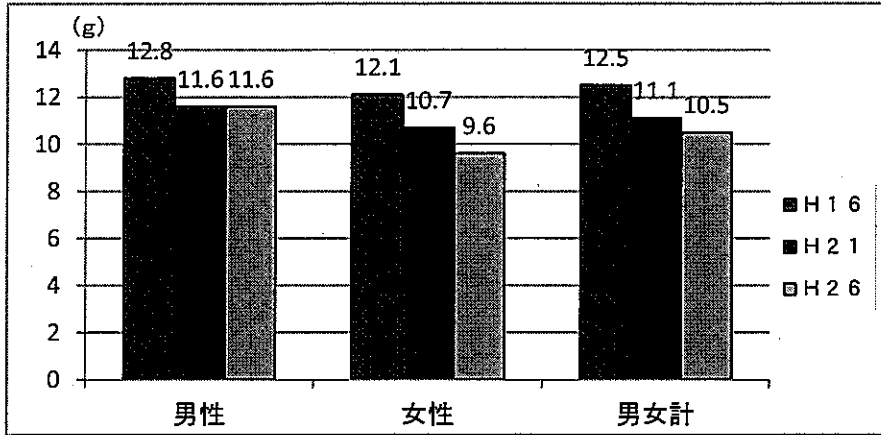
1日あたりの食塩摂取量は平成21年と比べると0.6g減少し、10.5gとなりましたが、全国平均(9.8g)を上回っています。その内訳は、男性11.6g、女性9.6gと、「健やか山梨21(第2次)」の目標値8.0g未滿を達成していません。

1日の食塩摂取量(20歳以上、年代別)の推移



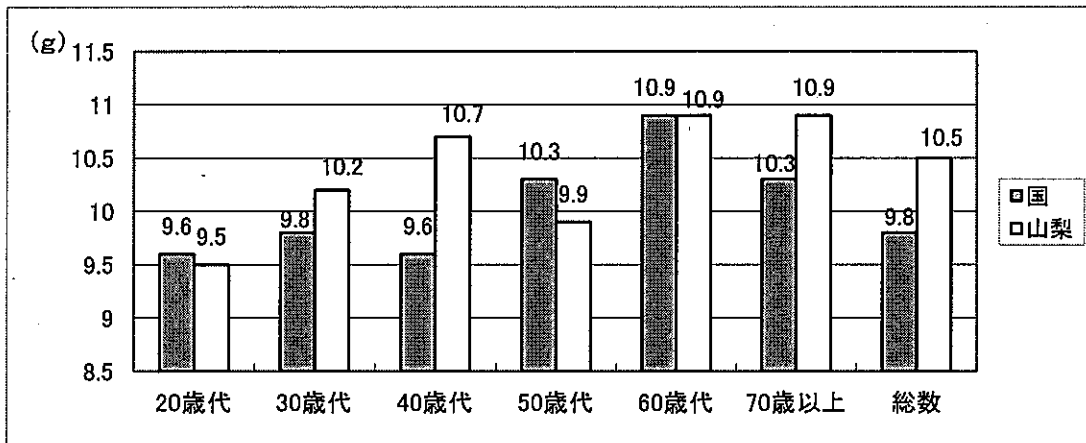
【出典:H16、21、26県民栄養調査】

1日の食塩摂取量(20歳以上, 男女別)の推移



【出典:H16、21、26県民栄養調査】

食塩の摂取状況(国との比較)

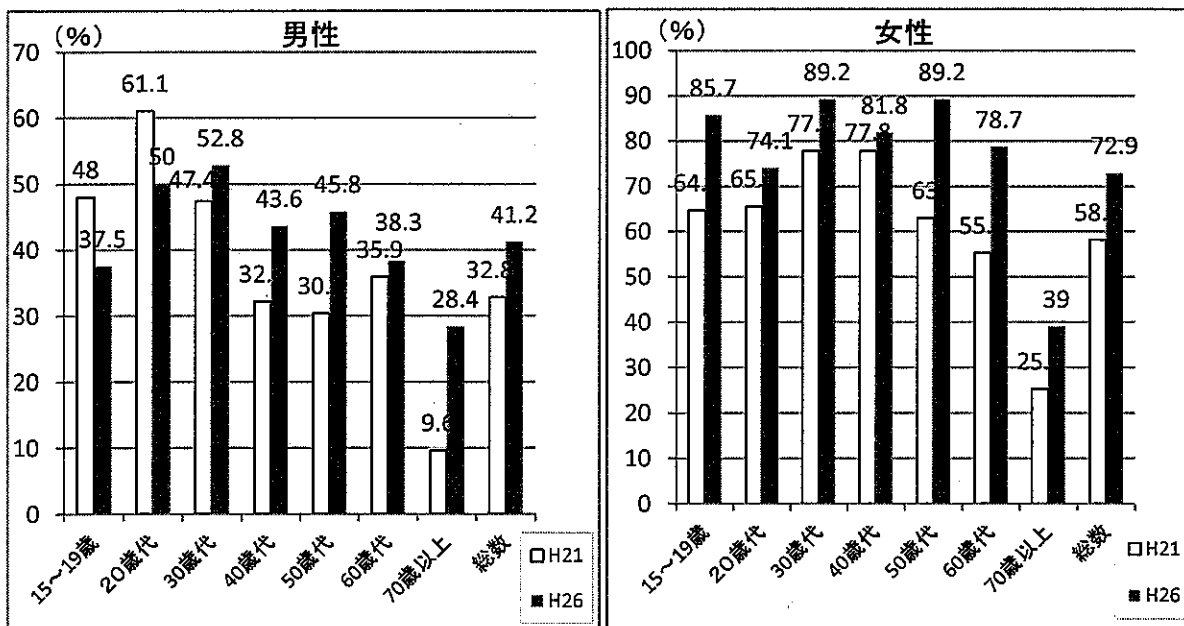


【出典:H25国民健康・栄養調査、H26県民栄養調査】

エ 食事バランスガイド等の周知度

食事バランスガイド等の周知度は、男性41.2%、女性72.9%と、平成21年に比べ高くなっています。年代別に見ると、男性の15～19歳、20歳代が、平成21年に比べ低くなっています。

食事バランスガイド等の周知度(15歳以上、年代別)(H21との比較)



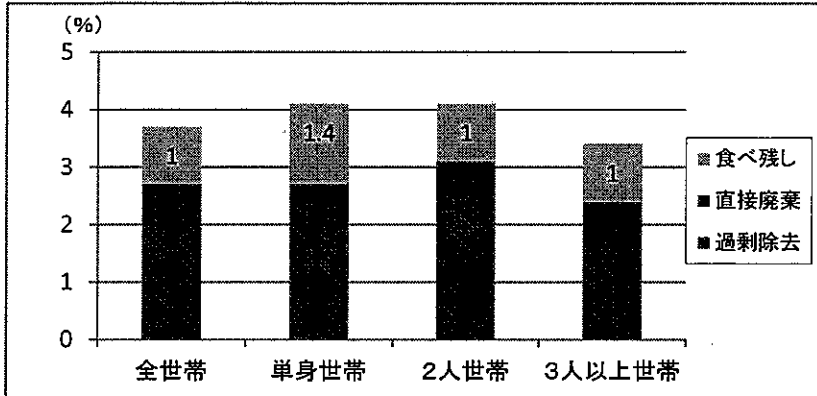
【出典:H21、26県民栄養調査】

オ 世帯における食品ロス率

食品ロスについての農林水産省の調査によると、全世帯では3.7%で、世帯員が少ないほど、家庭での食品ロス率は高くなっています。また、平成21年と同様となっています。

県においても、世帯員が少ないほど、食品ロス量は多くなっています。

全国の世帯員構成別の食品ロス率



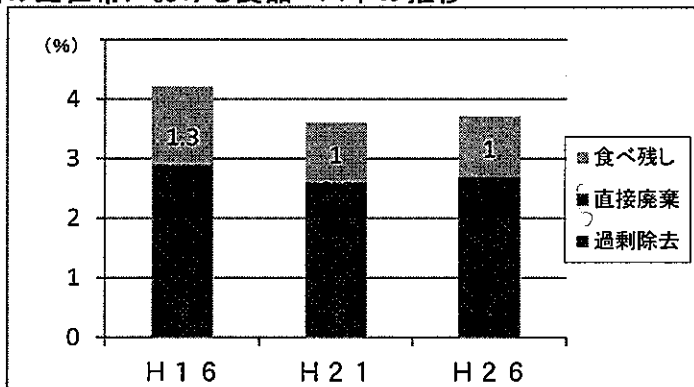
【出典：H26農林水産省食品ロス統計調査・世帯調査】

・食品ロス率＝食品ロス量(「過剰除去＋直接除去＋食べ残し」)重量/食品使用量×100

・「過剰除去」とは、調理時におけるだいこんの厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した部分。腐敗等により食べられないことから除去した部分も含む。

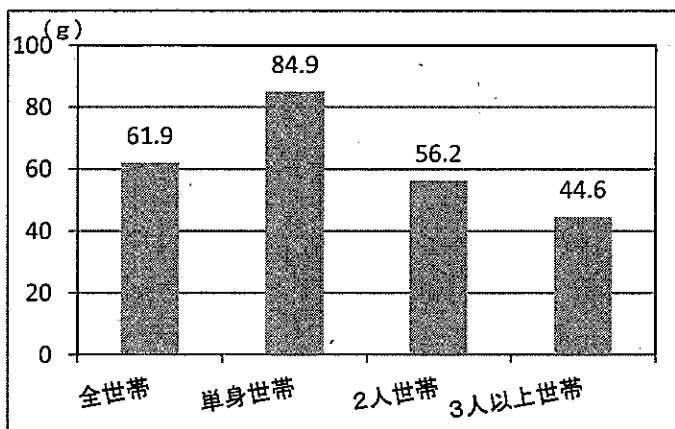
・「直接廃棄」とは、賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの。

全国の全世帯における食品ロス率の推移



【出典：H26農林水産省食品ロス統計調査・世帯調査】

本県の世帯員構成別食品ロス量(一人1日当たり)



【出典：H25家庭用生ごみ組成調査】

(2) 健康の状況

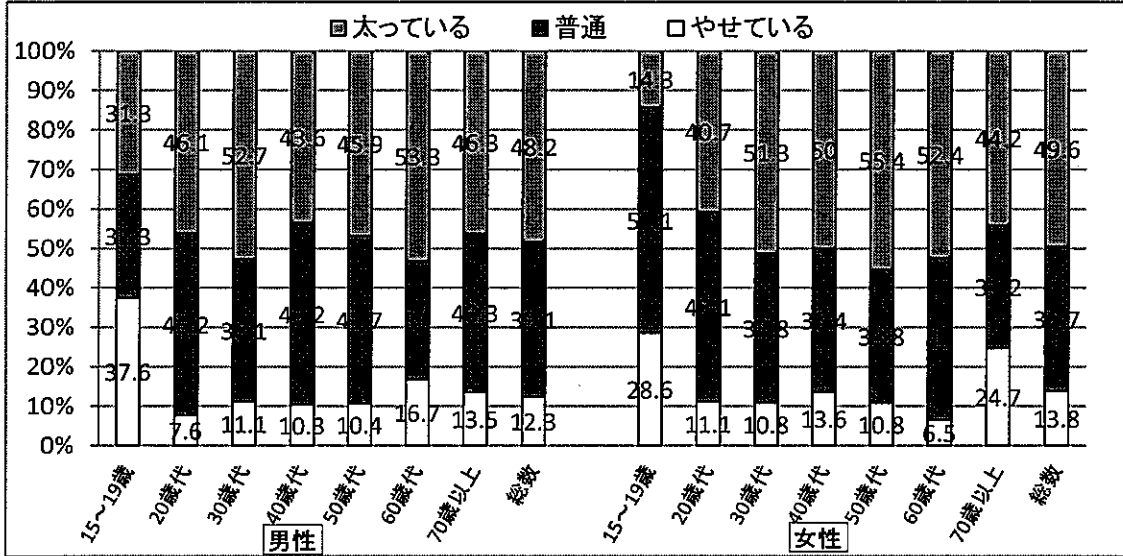
ア 本県の肥満とやせ

(1) 15歳以上

体型の認識については、「太っている」と思う人の割合が男女ともに高いですが、「自分が太っている」と認識している人で女性の方が高いのは、40～59歳です。また、女性は、平成21年に比べ、「やせている人」の割合が増えています。

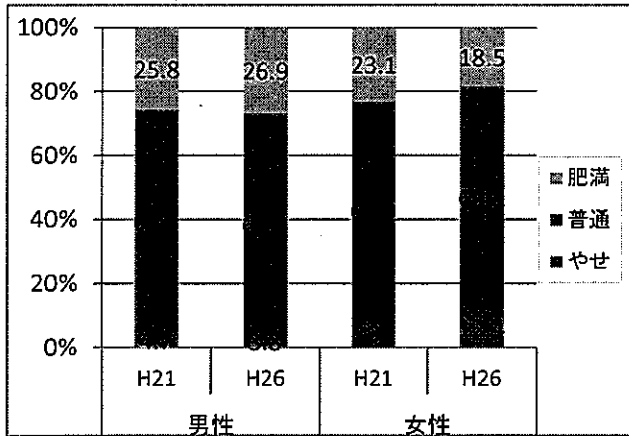
BMI範囲別人数の割合では、「健やか山梨21(第2次)」の目標値20%を40～69歳女性の肥満者は達成し、20～69歳男性の肥満者は目標値26%に近づいています。

体型の認識(あなたは太っていると思いますか、やせていると思いますか)



【出典：H26県民栄養調査】

BMIによる体格の状況(15歳以上)



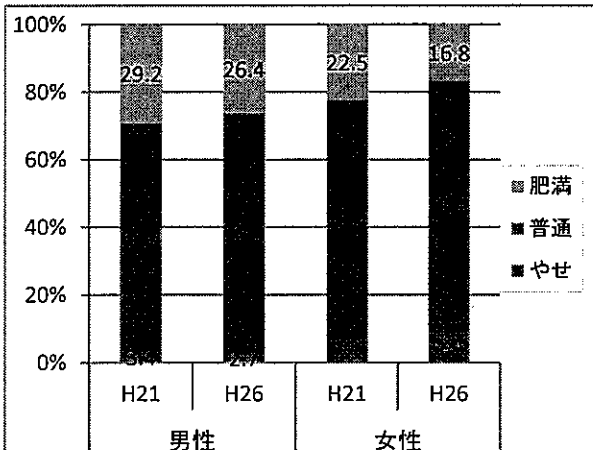
BMI=(体重kg)/(身長m)×(身長m)

- 肥満：BMI 25.0以上
- 普通：BMI 18.5～24.9
- やせ：BMI 18.5未満

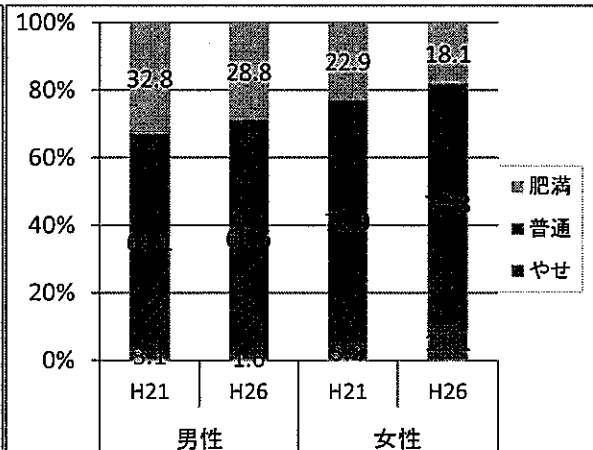
BMI=22 のとき、高血圧、高脂血症、肝障害、耐糖機能障害糖の有病率が最も低くなる。

【出典：H21、26県民栄養調査】

BMIによる体格の状況(20～69歳)

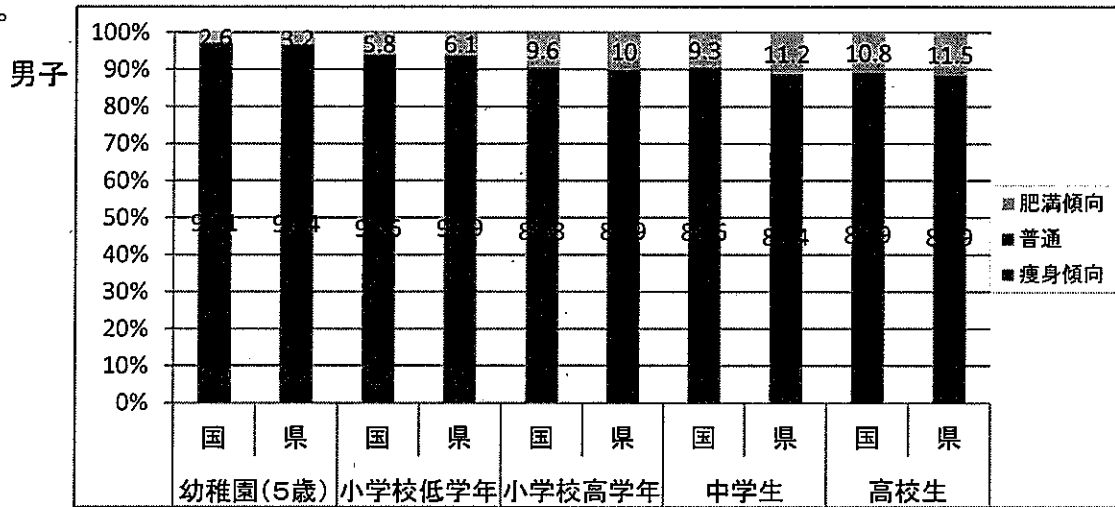


BMIによる体格の状況(40～69歳)

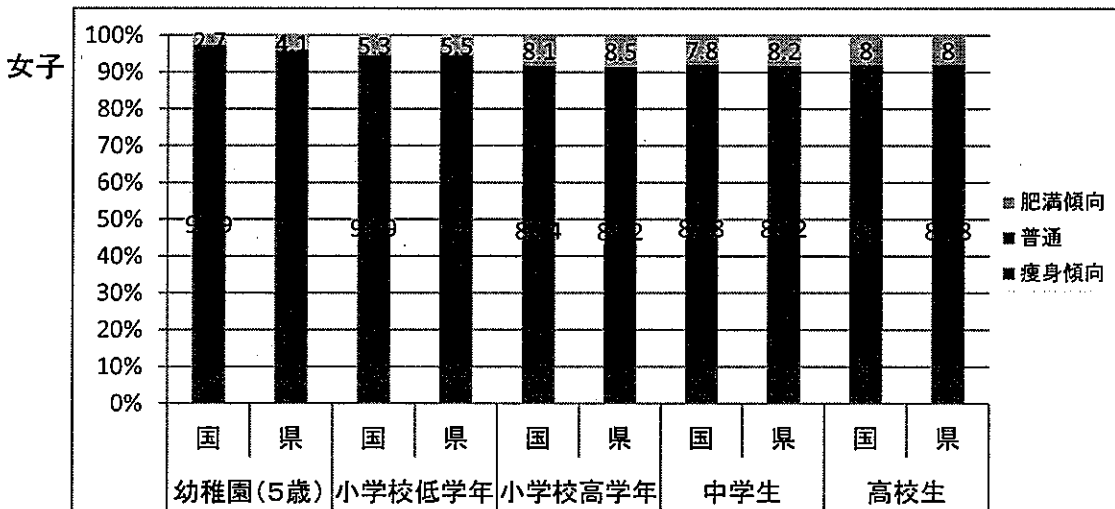


②肥満傾向児及び痩身傾向児の出現率

高校生以下の子どもにおける 肥満傾向児の出現率は、男女ともに全国の平均より高く、痩身傾向児の出現率より高くなっています。また、痩身傾向児の出現率は、国とほとんど変わりません。



【出典：H26学校保健統計調査】



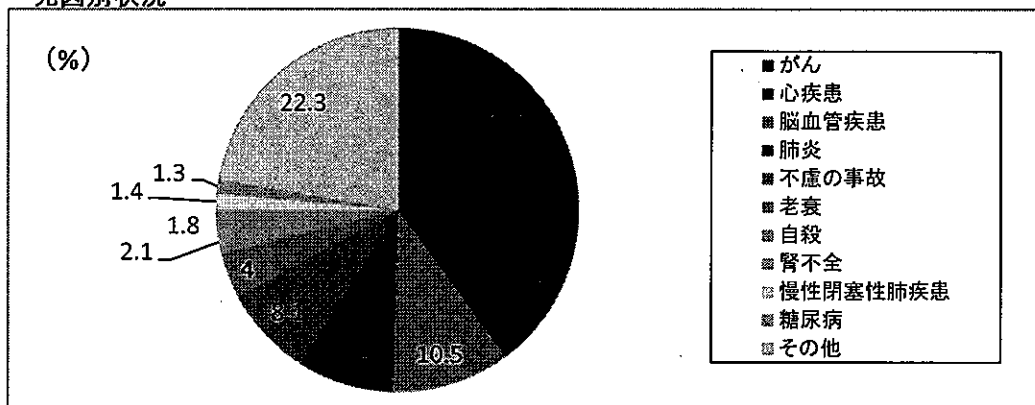
【出典：H26学校保健統計調査】

- ・ 肥満(痩身)傾向とは、肥満度 20%以上(痩身は-20%以下)の者。
- ・ 肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100(%)

イ 本県の生活習慣病による死亡の状況

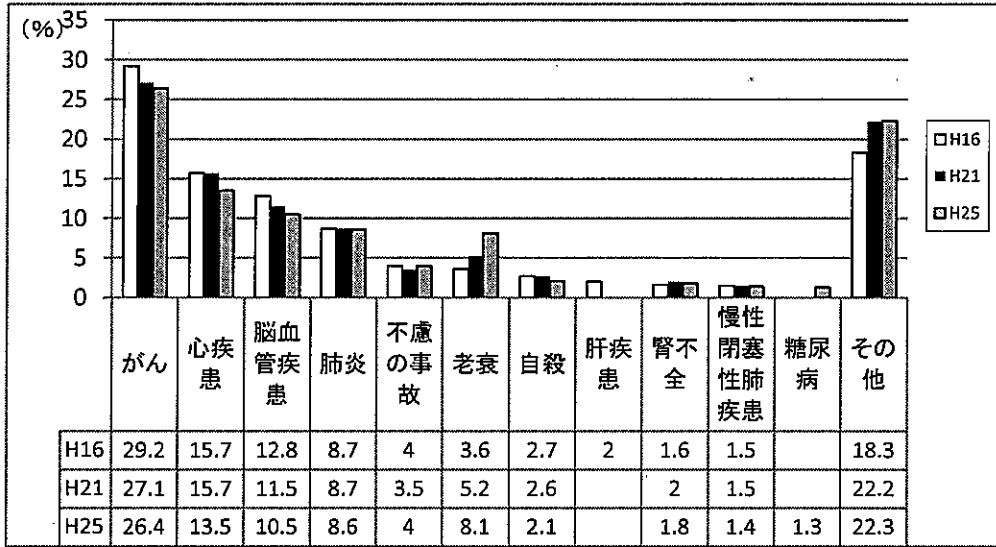
本県における死亡要因の上位は、「がん」26.4%、「心疾患」13.5%、「脳血管疾患」10.5%で、それぞれに占める割合は年々減少していますが、糖尿病による死亡が1.3%と10位に入ってくるなど、これらの生活習慣病による死亡は全体の半数以上となっています。

死因別状況



【出典：H25人口動態調査】

死因別状況



【出典：H16、21、25人口動態調査】

2 農林畜水産業の状況

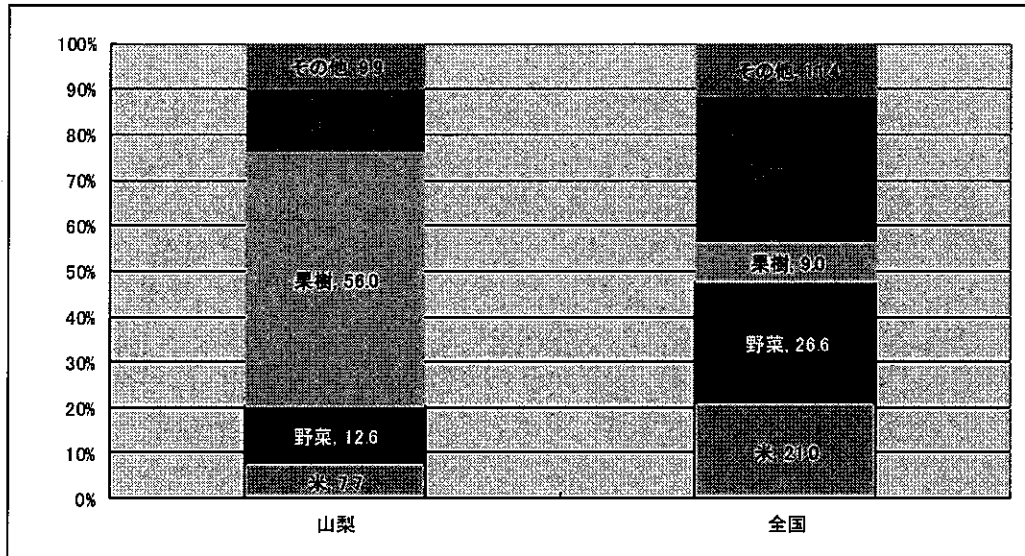
(1) 農業生産の状況

ア 本県の農業生産の状況

その内訳は、果樹が占める割合が、半数を超えています。

本県の農業生産の状況

(単位：%)



平成 25 年農業産出額

① 果樹

本県では、落葉果樹の栽培に適した自然条件を最大限に活かして、生産量日本一のぶどう、もも、すももをはじめ、おうとう、かき、りんご、うめなど多種多様な果実が生産され、「果樹王国山梨」として全国に名を広めており、市場や消費者から高い評価を得ています。

また、県産ぶどうを主原料とするワインの生産も全国のトップクラスです。

② 野菜

野菜は、甲府盆地・八ヶ岳南麓地域・富士北麓地域を中心に、立地条件や自然条件を巧みに活かしながら、特色ある産地が形成されつつあります。最近では、環境に配慮した農産物栽培もされています。

③ 畜産

畜産は、主に、峡北地域と富士西麓地域において酪農と肉用牛経営が、甲府盆地周辺において養鶏と肉用牛経営が営まれており、甲州牛、甲州ワインビーフ、甲州麦芽ビーフ、甲州富士桜ポーク、甲州地どり、甲州頬落(ほおとし)鶏等の県産ブランド畜産物の生産が行なわれています。また、生産者自らが畜産物を加工販売するいわゆる6次産業の取り組みも進められています。

④ 米

稲作は、峡北地域を中心に、峡中地域や富士北麓地域で生産されており、特に、峡北地域は、おいしい米の産地として高い評価を得ています。一方、米穀の需給及び価格の安定を図るため、主食用米の需給調整に取り組んでい

ます。

⑤ 水産

水産は、周囲の山々を源とする清流や湧水を利用した冷水魚の養殖や河川湖沼でのアユ、ヤマメ等を対象とした遊魚が主体となっています。

⑥ 特用作物・地域特産品

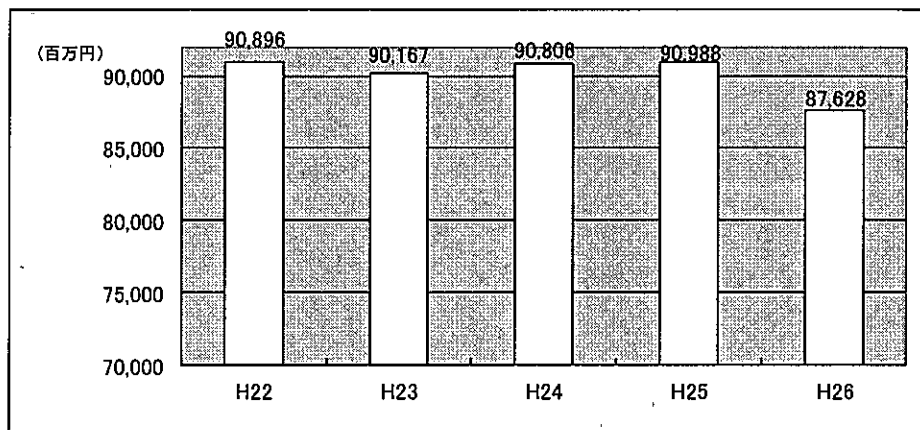
茶栽培面積は、峡南地域が大半を占めており、「甲斐のみどり」の銘柄で消費者の好評を得ています。

また、近年、地域の顔となる農産物の生産やその加工品づくりが行われ、多種のジャムやシロップ漬け、手づくり味噌等の新たな特産品が作られています。

イ 本県の農業生産額

本県の農業生産額は、近年、900億円程度で横ばい傾向となっています。

本県の農業生産額の推移



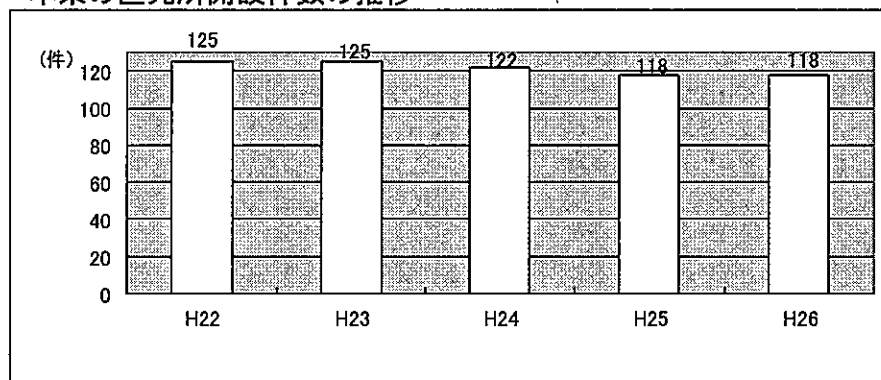
山梨県農業及び水産業生産額実績

(2) 農産物の地産地消

ア 本県の直売所開設件数の推移

平成26年度の直売所数は118箇所、前年度と同数でした（新規1箇所、廃止1箇所）。平成23年度の125箇所をピークに減少しています。

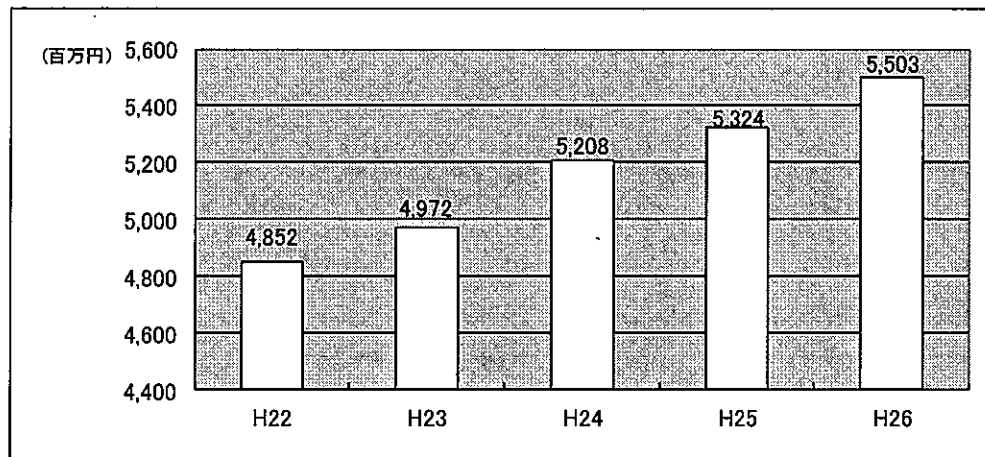
本県の直売所開設件数の推移



イ 直売所における農畜産物の売上額

平成26年度の農畜産物の売上額は、約55.0億円で前年度に比較して3.4%(1.8億円)増加しました。売上額は、過去10年間、年々、増加しています。

直売所における農畜産物の売上額

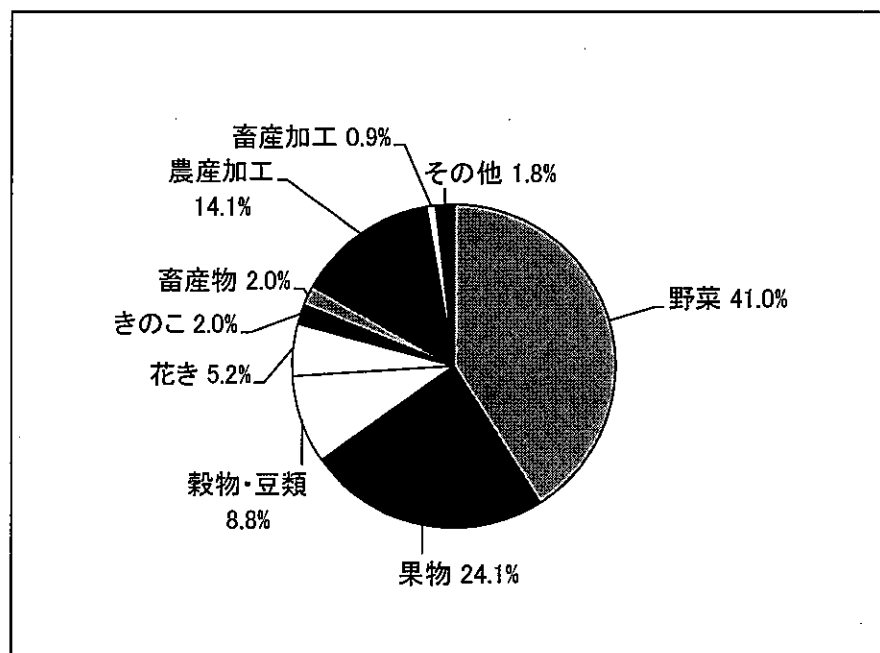


県果樹食品流通課調査

ウ 品目別売上げ内訳

売上額が最も多かったのは、野菜類(山菜を含む)で41.0%(22.6億円)、次いで、果物24.1%(13.3億円)、穀物(米類)・豆類8.8%(4.8億円)、花き5.2%(2.8億円)の順でした。5年前と比較して順位変動はありませんでした。

品目別売上げ内訳(平成26年)



県果樹食品流通課調査

3 第2次やまなし食育推進計画の達成状況

第2次やまなし食育推進計画（平成23～27年度）における、5つの重点項目（基本方針）ごとの数値目標値に対する達成状況の推移を見ると、地産地消や食育の県民運動等（重点項目④⑤）はほぼ達成しており一定の成果が見られます。

一方で、望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活の実践等の人づくり（重点項目①②③）では、数値目標4の食事バランスガイド等の周知度は目標値を達成しているが、数値目標5の適切な食事や定期的な運動の実践は目標数値を大きく下回っており、それ以外の目標数値は改善傾向が見られるものの目標値には達していない状況にあります。

(1) 生涯にわたり健全な食生活を実践できる人づくり

重点項目①：望ましい食習慣の定着とバランスのとれた食生活の実践

重点項目②：家族と一緒に食事をする「共食」の推進

重点項目③：食への感謝の気持ちを醸成する体験活動の普及

・数値目標1 朝食の欠食率（子ども：14歳以下）【ほとんど食べない】

目標：0%に近づける（H27）

推移：1.3%（H21 県民栄養調査） → 1.0%（H26 県民栄養調査）

【分析】学校における食育推進事業において、生活習慣の確立を目指し、指定校で共通のテーマに取り組んだ活動が波及したと考えられる。

【課題】朝食を食べることの取り組んだだけでなく、適切な就寝時間や運動の習慣化など総合的な取り組みが必要である。

・数値目標2 朝食の欠食率（男性20歳代）【ほとんど食べない】

目標：15%以下（H27）

推移：30.0%（H21 県民栄養調査） →

15.4%（H26 県民栄養調査）

【分析】学生時代の食育活動の成果が表れ、朝食を食べる習慣が根付いている結果であると考えられる。

【課題】数値上は、目標に近づいている。今後はバランスの良い食事など食事の質について向上を図る取り組みが必要である。

・数値目標3 朝食の欠食率（男性30歳代）【ほとんど食べない】

目標：15%以下（H27）

推移：17.9%（H21県民栄養調査） →

25.0%（H26県民栄養調査）

【分析】働き盛りの世代には、地域・職域保健連携事業において、適切な食事、運動や喫煙について取り組んでいるが、朝食摂食のみに特化して取り組みを行っていないため、この年代の生活習慣改善の優先順位として低かったと考えられる。

【課題】この年代の習慣がそのまま40歳代以降にも続くと考えられることから、朝食摂食の必要性の周知を重点に置いた取り組みが必要である。

・数値目標4 食事バランスガイド等の周知度（15歳以上）【見たことがある】

目標：55%以上（H27）

推移：46.6%（H21県民栄養調査） →

57.8%（H26県民栄養調査）

【分析】食生活改善推進員養成講習時に講義を行っていること、養成された食生活改善推進員がそれぞれの地域で普及を行っている。また、各保健所において出前講座等で説明するなど普及が進んだため、目標値を達成できたと考えられる。

【課題】周知度については、普及が進んだため、日々の食事におけるバランスガイドの活用など、実践に向けた新たな活動を考えることが必要である。

・数値目標5 メタボリックシンドロームの予防や改善のために、適切な食事や定期的な運動を実践している人の割合（15歳以上）【既に行っている】

目標：50%以上（H27）

推移：29.4%（H21県民栄養調査） →

26.8%（H26県民栄養調査）

【分析】「適切な食事」と「定期的な運動」については、別々の事業により普及啓発を実施している。その結果、別々の対策という意識が進み、どちらか一方を実施していても「実践している」と回答しなかったため、数値が抑えられたと考えられる。

【課題】「適切な食事」と「定期的な運動」は、取り組みの対象者も異なるため、県民栄養調査の調査項目と合わせ、指標を分ける必要がある。

・数値目標6 朝食の孤食率（子ども：14歳以下）【一人だけで食べる】

目標：12%以下（H27）

推移：14.7%（H21県民栄養調査） →

12.3%（H26県民栄養調査）

【分析】学校における食育推進事業において、生活習慣の確立を目指し、指定校で共通のテーマに取り組んだ活動が波及したと考えられる。

【課題】子どもの数が少なく、両親とも共働き世帯が多い現在の状況を踏まえた啓発が必要である。

(2) 「食」を安心して楽しむ心豊かな社会の実現

重点項目④：地産地消の一層の推進と特色ある食文化の継承

重点項目⑤：食育県民運動の展開による「生涯食育社会」づくり

・数値目標7 地産地消サポーター登録人数

目標：1,500人以上（H27）

推移：約1,230人（H21末） → 1,540人（H27末）

【見込み】

【分析】行事等で登録の呼びかけを行った結果、登録者数が増加した。

【課題】目標数値は上回ったが、地産地消サポーターのさらなる推進を図るべく、引き続き登録者の増加に向けて取り組んでいく必要がある。

・数値目標8 学校給食における地場産物の使用割合（食材ベース）

目標：30%以上（H27）

推移：23.2%（H21） → 30.0%以上（H27）【見込み】

【分析】地場産物の活用を推進する課題として、取り組みやすい地域や学校とそうでない所がある。また、その年の天候により使用量の増減が出てくる。地場産物を活用して学校給食の教育的効果を高めようという意識が向上しており、地場産物を購入するための体制作りが進んでいる地域や学校が増えてきている。

【課題】地域や学校に対し、継続した地場産物の使用についての依頼を更に促進する必要がある。

・数値目標9 「食に関する指導全体計画」を作成している学校の割合
(小・中・高・特支全体)

目標：100% (H27)

推移：74.0% (H22) → 100% (H27)

【分析】平成25年度末で小・中・特別支援学校の作成は完了し、高校については、平成26年度に県立学校の校長会に働きかけ、すべての学校で作成が完了した。

【課題】計画の作成は完了したため、今後は計画に基づいた食育の実践を推進していく必要がある。

・数値目標10 食育の推進に関わるボランティア数

目標：5,500人 (H27)

推移：5,182人 (H22末) → 5,500人 (H27) 【見込み】

【分析】登録団体のうち、食生活改善推進員が減少しているが、山梨学院短期大学の学生が卒業後2年間ボランティア活動者として継続して登録しているため、増加している。

【課題】学校関係や事業所関係へ積極的に新規登録を働きかける。

・数値目標11 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合

目標：100% (H27)

推移：44.4% (H22末) → 100% (H27) 【見込み】

【分析】毎年度順次策定が進み、平成26年度末までに26市町村が策定し、残り1市が平成27年度に策定する見込み。

【課題】計画の作成は完了したため、今後は計画に基づいて地域での食育の実践を促進していく必要がある。

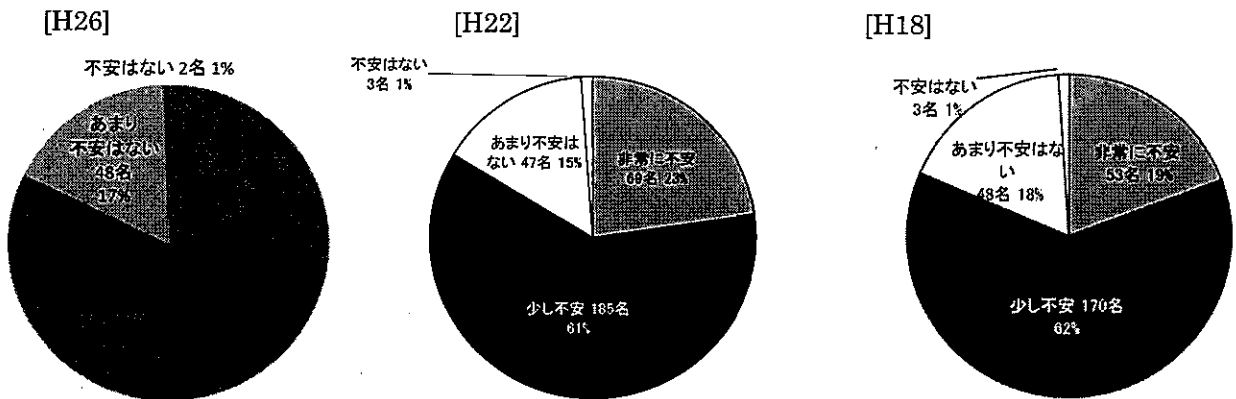
4 食に関する県民意識と外部環境の変化

(1) 食の安全及び食育に対する県民意識(平成26年度県政モニターアンケート調査結果)

ア 食の安全に対する意識

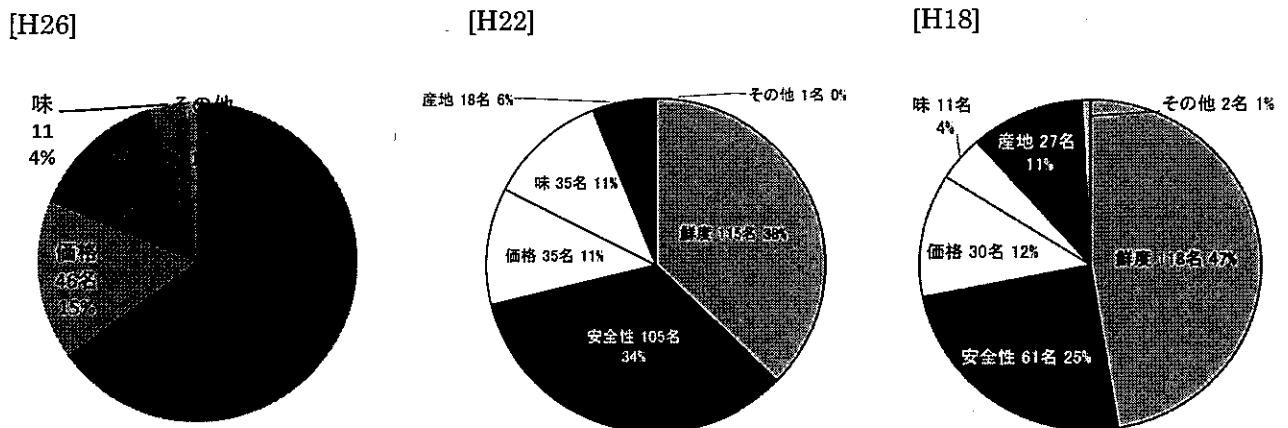
食品の安全性に対する意識

食品の安全性について、「非常に不安」「少し不安」と応えた人は、全体の82%で、平成18年、22年と比較してもほとんど変わらず、高止まりしています。



農産物を購入する際に重視する点

農産物を購入する際、「鮮度」(33%)や「安全性」(33%)を重視している人が、「価格」(15%)を重視する人よりも多い状況です。平成22年と比較すると、「鮮度」が減少し、「価格」を重視している人が微増しています。



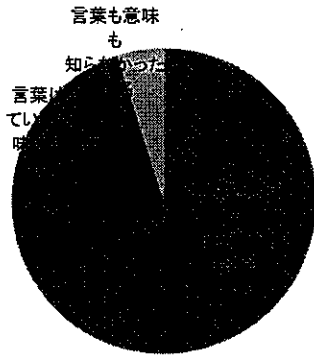
全般の傾向として、食の安全性に対する意識は、平成18年、22年とほぼ同様で、県民が比較的高い不安感を持ちつつ、安全に関わる情報を入手し、これに配慮しながら消費行動をしていることが伺えます。

イ 食育に対する意識

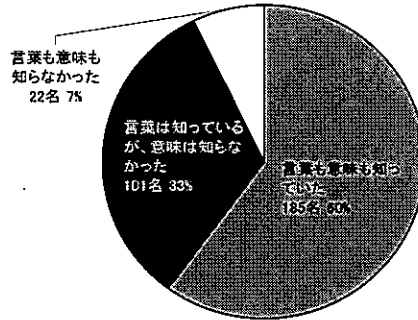
食育の認知度

「食育という言葉を知っている」人は95%と高く、「言葉も意味も知っている」人も6ポイント増加しています。

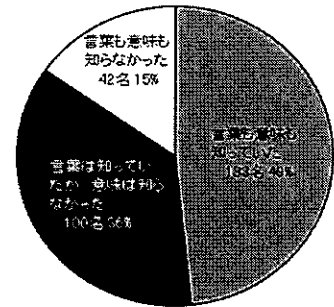
[H26]



[H22]



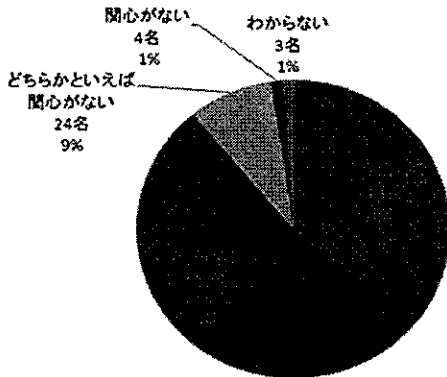
[H18]



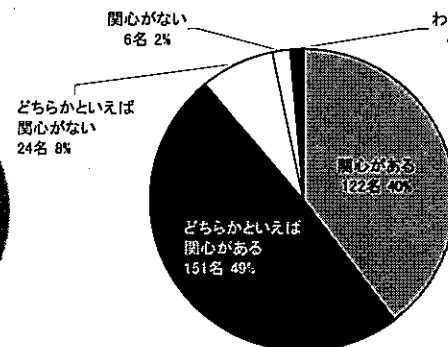
食育への関心度

食育に「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」と答えた人は、89%であり、平成18年、22年とほぼ同様です。

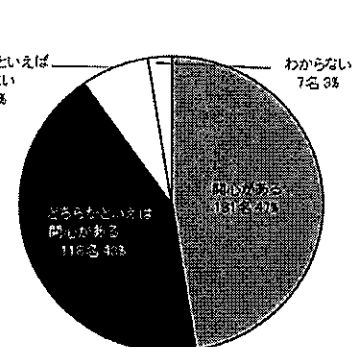
[H26]



[H22]



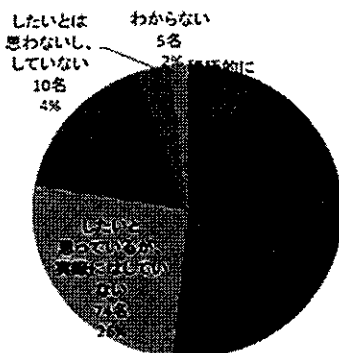
[H18]



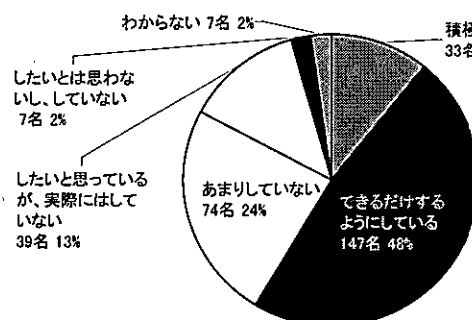
食育活動の実践

食育活動を「積極的にしている」「できるだけするようにしている」人は、51%で、平成18年と同じで、平成22年より8ポイント減少しています。また、「したいと思っているが実際にはしていない」人が13ポイント増え、実践活動に結びついていない結果となっています。

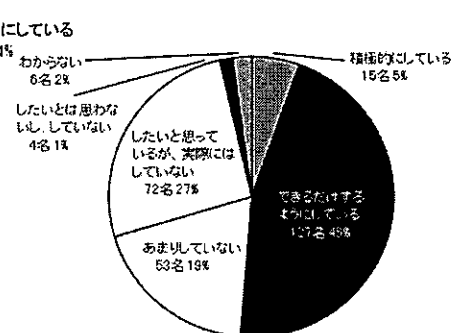
[H26]



[H22]

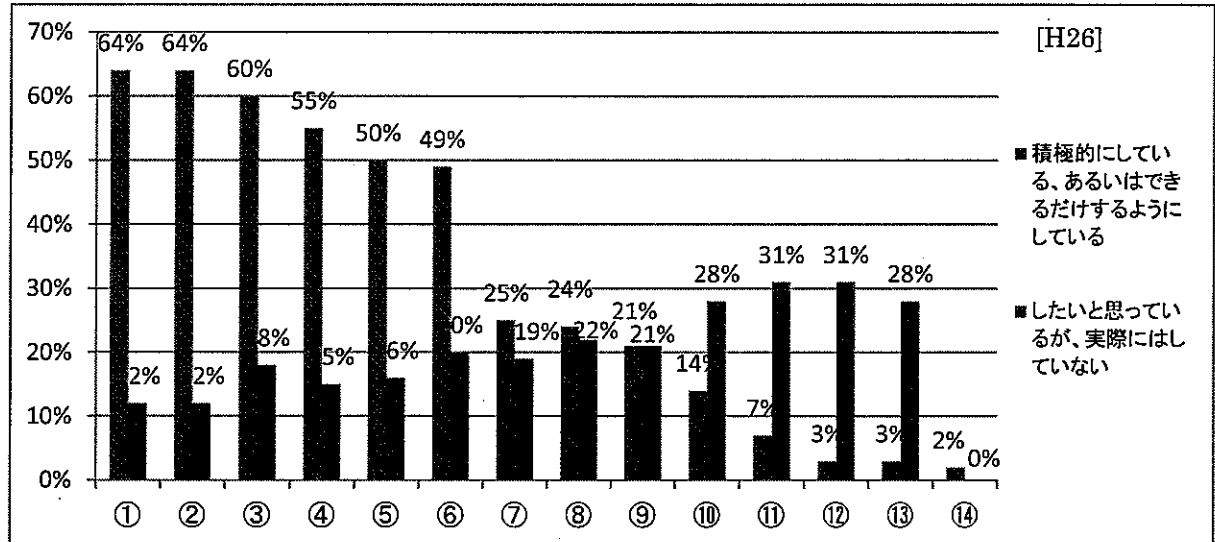


[H18]



食育活動の内容

食育活動の内容については、日常生活の中で比較的簡単にできる食事や食習慣などの活動(①～⑥)は、「積極的にしている、あるいはできるだけするようにしている」が、約半数以上になりますが、それ以外の改めて時間を作って行う活動(⑦～⑭)ではかなり低くなっています。



- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ① 家族で食事をとる | ⑧ 郷土食など食文化の継承 |
| ② 自分で食品を選んだり、料理を作る | ⑨ 食料自給状況に関する理解の向上 |
| ③ 栄養バランスのとれた食生活の実践 | ⑩ 農業生産・加工活動への参加・体験 |
| ④ より安全な食品の購入 | ⑪ 食生活の改善に関する勉強会への参加 |
| ⑤ 地元産の積極的な使用 | ⑫ 食に関する伝統行事への参加 |
| ⑥ 自分にとっての望ましい食習慣の理解 | ⑬ 食に関するボランティア活動への参加 |
| ⑦ 食品廃棄物の発生抑制や再生利用に関する理解の向上 | ⑭ その他 |

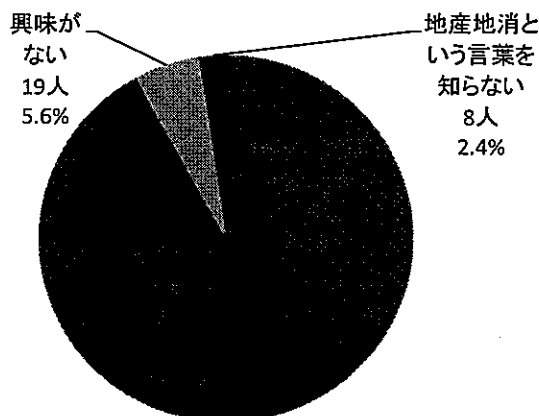
全般の傾向として、食育に対する関心は高く、認知度も向上しています。また、「実践」しようとする気持ちはあっても、実際に行動していない人が増加しています。個人の「実践」の取り組み方法を考える必要があります。

(2) 消費生活に関する県民意識（平成27年度県政モニターアンケート調査結果）

ア 地産地消に対する意識

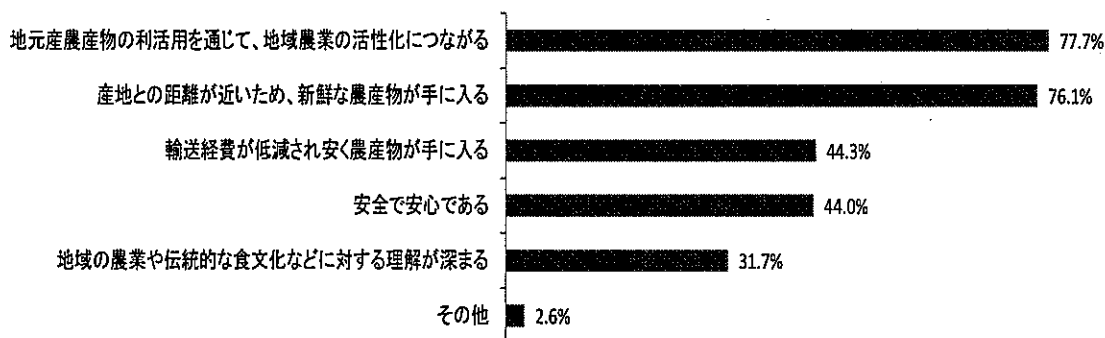
地産地消の取組に対する関心度

地産地消の取組について、「おおいに興味がある」、「ある程度興味がある」と答えた人は全体の92%で、関心度は高い状況です。



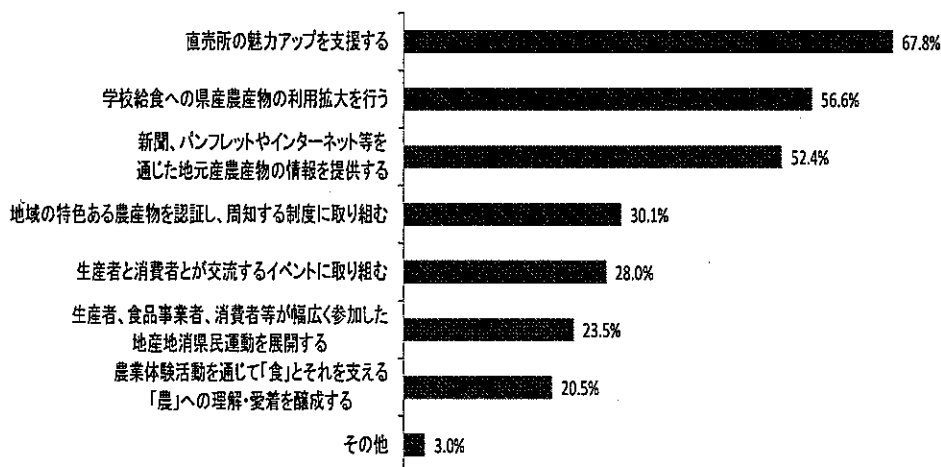
地産地消の魅力

「地域農業の活性化」や「新鮮さ」が、「安さ」や「安全・安心」を上回っています。



地産地消の有効な取組

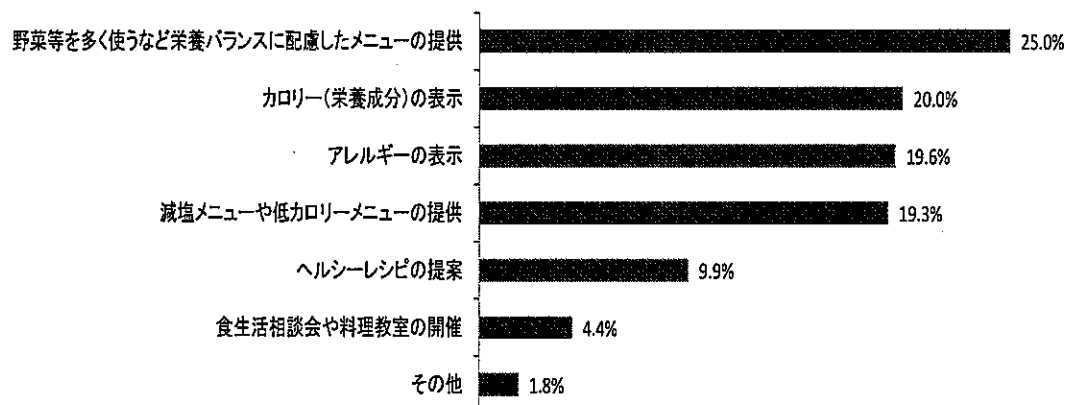
地産地消に有効な取組は、「直売所の魅力アップの支援」が67.8%と最も高く、「学校給食への利用拡大」「情報提供」と続きます。



イ 食の外部化に対する意識

食品製造者等に対する希望

食生活改善や適切な食の選択に役立てるため、食品販売店や飲食店、食品製造業者等に望む取組としては、「野菜等を多く使うなど栄養バランスに配慮したメニューの提供」が25%と最も高く、「カロリー（栄養成分）の表示」や「アレルギーの表示」、「減塩メニューや低カロリーメニューの提供」が約20%でした。

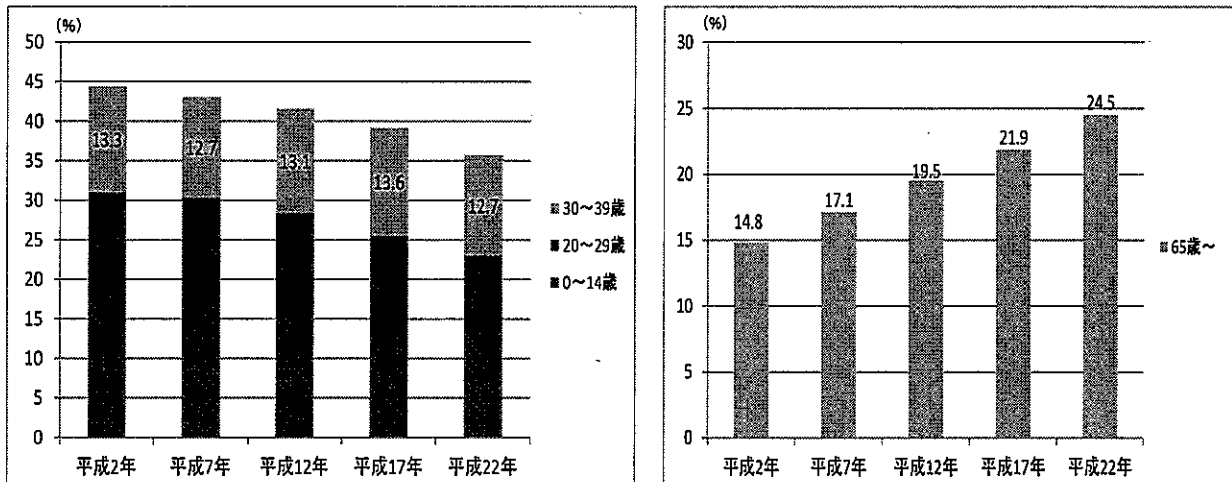


(3) 食に関する外部環境等の変化

○社会構造の変化

本県は、少子化、高齢化の進展により、子供や若者が少なく、全国より早く高齢者が多い人口構成の社会に移行しつつあります。

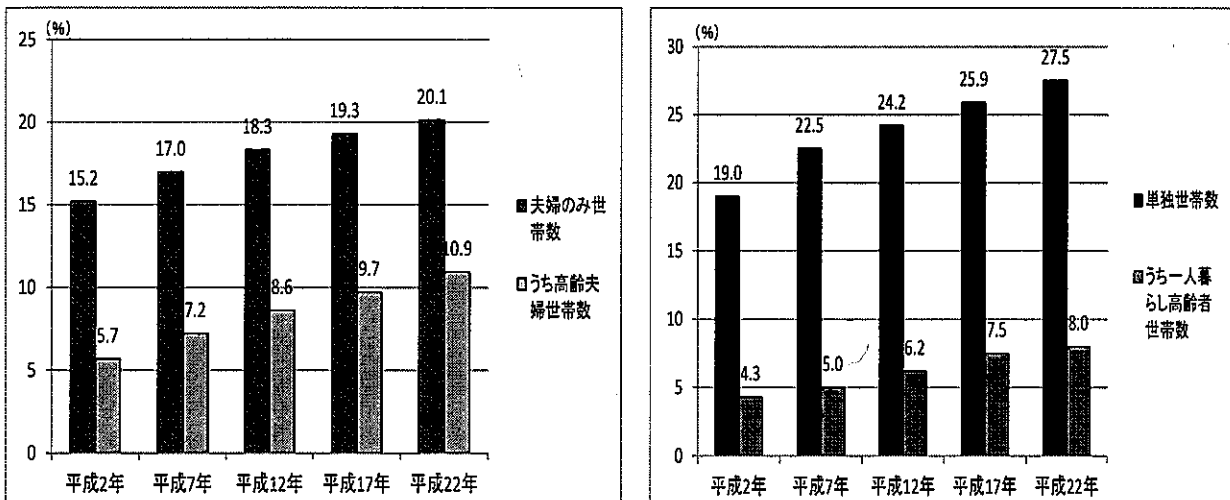
本県の人口構成の推移（単位：％）



【出典：国勢調査】

家族の類型について、夫婦のみの世帯や単身世帯が増加し、世帯人員が減少する傾向にある。特に、高齢者が単身又は夫婦で住む世帯の割合が今後も増大すると予測されます。

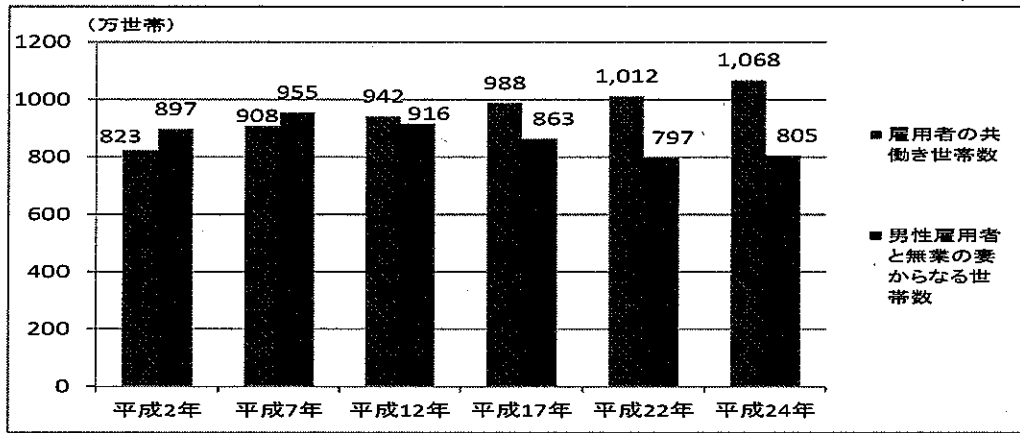
本県の家族類型の推移（単位：世帯、％）



【出典：国勢調査】※高齢者は65歳以上。高齢夫婦世帯は、夫65歳以上かつ妻60歳以上

全国的には、女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加傾向にあります。

共働き世帯数の推移（全国）（単位：万世帯）



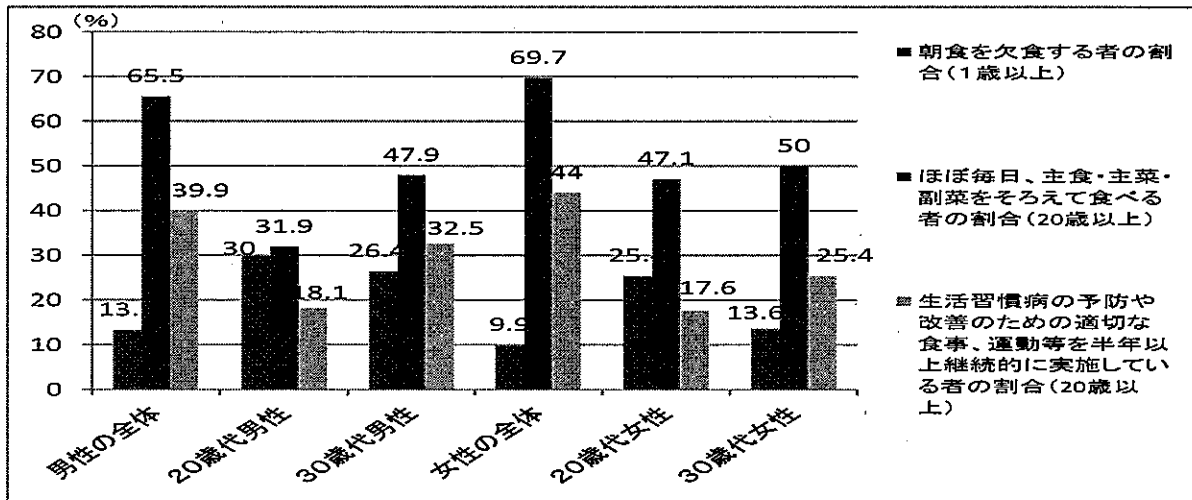
【出典：総務省統計局「労働力調査特別調査」、「労働力調査（詳細集計）」により作成】
 （雇用者の共働き世帯とは、夫婦ともに非農林雇用者の世帯。男性雇用者と無業の妻からなる世帯とは、夫が非農林雇用者で妻が非就業者の世帯）

○ライフスタイルの多様化による食生活の変化

全国的に、共働き世帯の増加や勤務時間・勤務形態の多様化といった社会構造の変化により、食事の準備にかけられる時間が減少していると考えられます。「主食・主菜・副菜がそろった食事をする」、「多くの食材を使った食事をする」といった食事形態に関しては、「実践したいが時間がない」という点が課題であり、特に、20歳代～40歳代でこの傾向が強くなっています。

全国的に、20歳代～30歳代を中心とする若い世代は、朝食を欠食する者の割合については高く、栄養バランス等に配慮した食生活を送っている者の割合や生活習慣病の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実施している者の割合は低い傾向にあります。

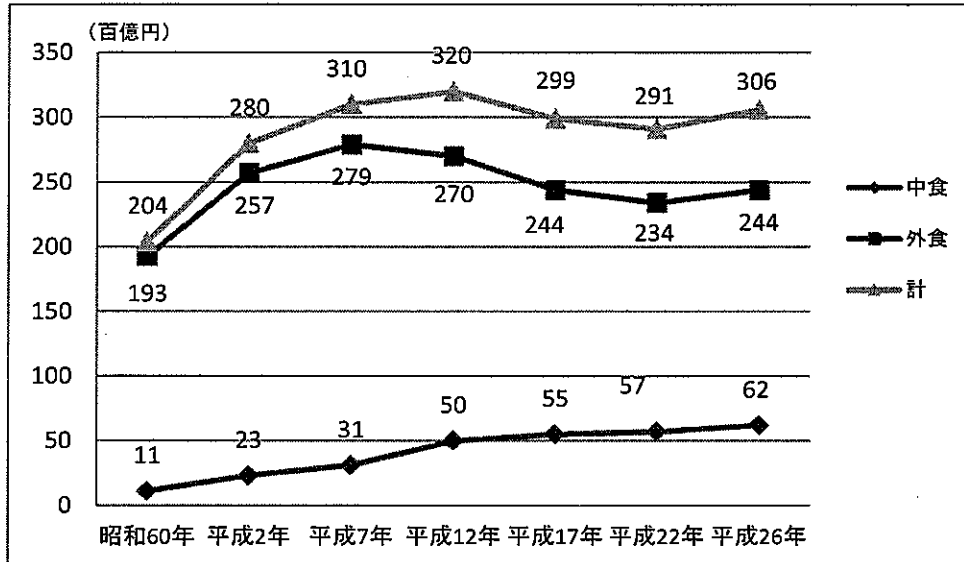
国民の食事の現状（単位：％）



【出典：平成25年度国民健康・栄養調査、食育に関する意識調査（H27.5公表）から抜粋】

全国的に、「食」に関する商品やサービスの充実に伴い、食料消費支出に占める外部化されたサービス（外食及びいわゆる中食）への支出が増加し、食に関して外部化・簡素化が進展・定着しています。

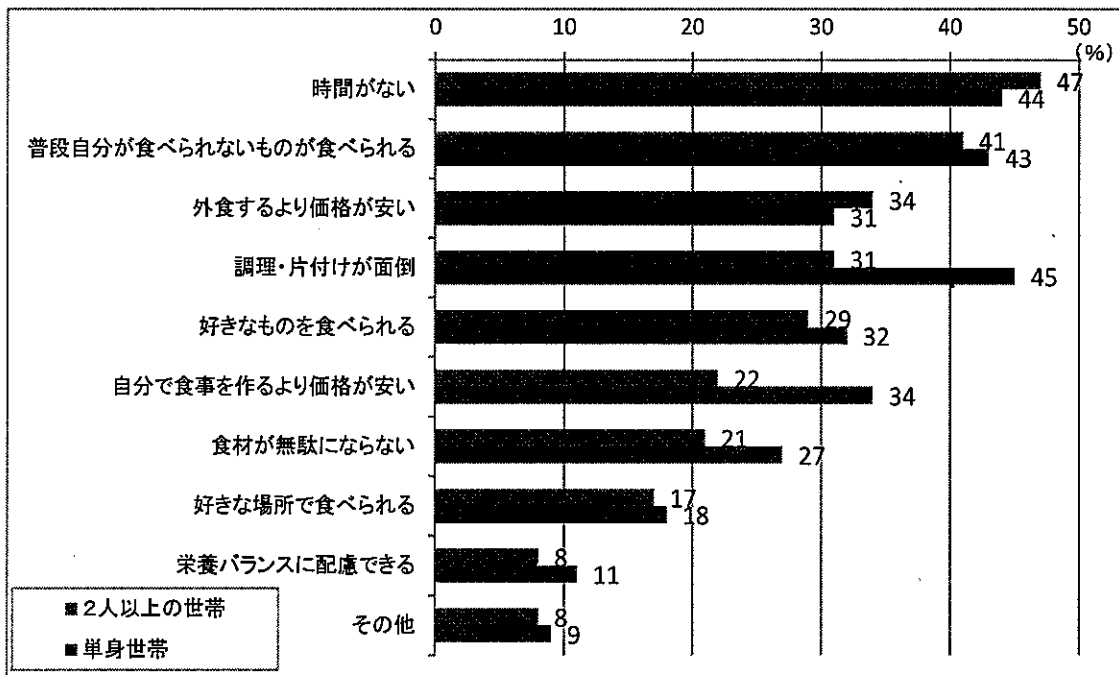
中食・外食産業の市場規模の推移（全国）（単位：百億円）



【出典：(財)食の安全・安心財団附属機関外食産業総合調査研究センター調べ】

※中食産業は、弁当給食を除く料理品小売業の値

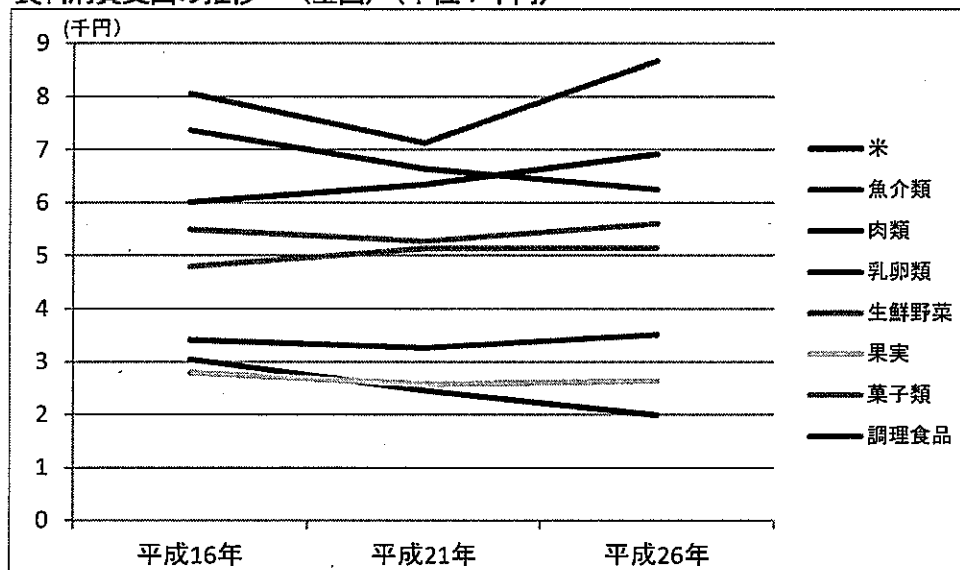
世帯別の中食を利用する理由（複数回答）（単位：％）



【出典：農林水産省「平成26年度食料・農業及び水産業に関する意識・意向調査」】

全国的に、食料の消費については、米、魚介類が減少する一方、肉や菓子類が増加する傾向が継続してきています。

食料消費支出の推移 (全国) (単位：千円)



【出典：総務省「家計調査」 (2人以上の全世帯における1世帯1か月当たりの平均値)】

「日本型食生活」(ごはんを中心に魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食を組み合わせた食生活であり、健康的で栄養バランスにも優れている。)の柱となっている主食・主菜・副菜を揃えた食事の頻度が低くなっていることから、「日本型食生活」の実践を、段階的に、分かりやすく推進することが重要であります。

農林漁業体験等の様々な体験活動は消費者の食や農林水産業の理解増進に有効であることから、幅広い世代に対する体験活動の提供が重要となっています。農林水産省が消費者に行った調査によると、野菜を購入する際、農林漁業体験の経験がある人の方がいない人と比べ、国産野菜を選択する傾向が高くなっています。また、「作っている人を信用できる」や「国産のものを応援したい」といった生産者とのつながりに関する理由において、農林漁業体験の有無で大きく差が生じており、生産者との信頼関係の構築にも有効です。

平成25年12月に「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機として、「和食」の次世代への継承に向けた機運を醸成し、和食志向を維持・増進させていくことが重要となっている。和食文化の保護・伝承の取り組みが全国各地で進められています。

5 食育推進における課題

1 生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

社会環境の変化や生活習慣の多様化等と合わせて、食に対する意識の希薄化が進む中で、家庭における食生活にも影響が及んでいる「しつけ」の問題を含め、これまで家庭が維持してきた教育力や生活力が低下してきており、このことは食生活においても顕著となっており、家庭において食育に関する理解が進むよう、適切な取り組みを行うことが必要です。

(2) 学校、保育所等における食育の推進

社会状況の変化に伴い、子供たちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、保育所等は、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担っており、学校や保育所等の関係者にはあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育の推進に努めることが求められています。また、子どもへの食育は、家庭の食育への良き波及効果をもたらすことが期待できます。

更に、こどものうちに、健全な食習慣を確立することは、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎になります。このため、家庭や地域と連携を深めつつ、学校、保育所等において十分な食育がなされるよう、適切な取り組みを行うことが必要です。

また、従来、栄養分野においては、栄養不足の観点が強調され、栄養の過剰摂取の視点がやや欠けていましたが、生活習慣病の予防の立場から、適切なバランス確保に留意することが重要です。

(3) 地域における食育の推進

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められます。特に、日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防する上では、食生活の改善を図るとともに運動の習慣化が欠かせません。また、生活の質の低下を防ぐため、糖尿病の重症化予防も重要です。

このため、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進、減塩など健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活の推進など、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取り組みを行うことが必要です。

また、食育の普及が特に必要とされる20歳代～30歳代の若い世代やバランスのとれた食事の準備に困難を伴う高齢者世帯をターゲットとした食育施策の推進が求められています。

更に、ライフスタイルの変化や食に関する商品、サービスの充実に伴い、食の外部化（食料や食事を家庭外に依存することをいう。）が進展・定着する中、栄養バランスに

配慮したメニューや、減塩・減脂肪メニューの提供、ヘルシーメニューの提案等の食の選択に資する情報の提供など、食品事業者による家庭の食育支援事業の促進が必要となっています。

2 地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進、食文化の継承

食育の推進、特に食に対する理解を深め関心を高めていく上で、食を生み出す場としての農林業に関する理解が重要です。消費者と生産者が互いを意識する機会が少ないことから、生産者と消費者との顔が見える信頼関係の構築等によって、これを改善していくことが求められています。

そこで、新鮮な農林産物の提供や生産者と消費者との交流、伝統的な食文化の継承に資するなど、生産者と消費者の結びつきの強化を図っていくため、地産地消の一層の推進が求められています。

また、農林産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で貴重な場です。農林業への関心を高め理解を深めるため、生産者と消費者との交流の促進を図るとともに、環境と調和のとれた農林業の活性化等が図られるよう取り組みを進める必要があります。

更に、和食のユネスコ無形文化遺産登録など、その評価が高まりつつある背景も踏まえ、郷土食、行事食などの食文化の継承のための活動への支援等の取り組みを進める必要があります。

3 食育県民運動

食育については、毎年6月の食育月間及び毎月19日の食育の日を中心に、様々な関係者がそれぞれの立場から取り組み、全県的な広がりを持つ運動として推進されています。また、食育の推進に関わるボランティア等の数は増加しており、地域での食育推進県民運動の中核的役割を担っています。これらの状況も踏まえ、今後も、県、市町村、国、関係団体、ボランティア等関係者が緊密な連携・協力を図り、全県的な食育県民運動が展開されるよう、取り組みを進める必要があります。

更に、マスコミやインターネット等を通じた県民への働きかけを積極的に行い、関係団体や企業、地域等への周知徹底を図っていく必要があります。

4 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。そのためには、食品の安全性や栄養成分等の食品の特徴その他の食生活に関する情報の提供が不可欠です。

第3章 食育推進の基本的考え方

1 基本目標

本計画の基本目標については、食育をめぐる本県の現状と課題、第2次計画の達成状況などを総合的に勘案し、今後も、これまで掲げてきた考え方を基本的に継承し、その実現を図るものとし、次のとおりとします。

基本目標

すべての県民が、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくため、山梨の風土や文化等の特性を活かしながら、県民一人ひとりが「食」の大切さの意識を高め、健全な食生活を実践するとともに、豊かな人間性を育てます。

2 基本方針

本計画では、基本方針を次のとおりとし、基本方針の項目ごとに施策を整理し、目標指標を設定することとします。

基本方針1

生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進

基本方針2

地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進、食文化の継承

基本方針3

食育県民運動の展開

基本方針4

食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

第4章 食育推進に関する施策の展開

1 生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

家族が、食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、家庭における食の原点です。特に、朝食をしっかりと食べることは一日の生活のリズムを整え、健全な食習慣を導きます。家庭における教育力や生活力の向上も見据えながら、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上、望ましい食習慣を促進するため、家族ぐるみで、食に関する理解を深め、健全な食生活への意識の向上を図るなど、家庭における食育の実践につながる取り組みを推進します。

①子どもの基本的な生活習慣の形成

- ・ 「早寝 早起き 朝ごはん」国民運動推進協議会の活動への協力等、規則正しい生活や朝食の欠食状況の改善を図ります。(社会教育課)

②望ましい食習慣や知識の習得

- ・ 食生活改善推進員による親と子を対象とした食育教室、男性を対象とした料理教室等の開催を支援して、男性の食育への積極的な参加、家庭における食生活の改善、食を通じた心の健全育成を図ります。(健康増進課)
- ・ バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量をひかえた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。※再掲(健康増進課)
- ・ 「家庭教育手帳」の活用の促進、幼児教育番組の放映及びビデオの貸し出し等により家庭における基本的なしつけ等、食育を含む子育て情報を提供します。(社会教育課)

③妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- ・ 市町村において、健康相談等による妊産婦や乳幼児に対して、離乳食、アレルギー、味覚等に関する栄養指導や情報の提供を促進します。(健康増進課)
- ・ 愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。(健康増進課)

④子ども、若者の育成支援における共食等の食育推進

- ・ 様々な子ども、若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育について理解を促進します。

特に、家庭が食卓を囲んで共に食事を取りながらコミュニケーションを図る共食の推進とともに、食に関する学習や体験活動の充実を通じて、家庭と地域が連携した食育の推進を図ります。 (社会教育課)

⑤食に関する指導の充実

- ・ 食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。 ※再掲 (健康増進課)
- ・ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。 ※再掲 (スポーツ健康課)

(2) 学校、保育所等における食育の推進

学校、保育所等は、「給食」をはじめとして、個々の授業や体験学習など教育活動全般を通して、子どもの成長・発達段階に応じた食育推進の場として重要な役割を担っています。このため、児童生徒等の健全な食生活の実現と心身の成長を図り、生涯を通じて健康で心豊かな食生活が営めるよう、地域や家庭と連携しながら、食育指導の一層の充実に向けた取り組みを推進します。なお、高等学校や大学等においても、健全な食生活の実践に向け、各教育段階や専門性に即した食育の取り組みを進めます。

①食に関する指導の充実

- ・ 高校生を対象としたあぐり体験事業や親子などを対象とした体験学習を通して、食や農業に関する関心を高め理解を促進する機会を提供します。 (農業技術課)
- ・ 朝食の摂取等、望ましい生活習慣や食習慣を身につけさせるため、「学校における食育推進のための指導手引き」に沿って、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭、学校栄養職員が中心となり、各学校で、全職員が協力して、「食に関する指導全体計画及び年間指導計画」を活用し、学校、家庭、地域の連携による食育を推進します。 (スポーツ健康課)
- ・ 栄養教諭の計画的な配置拡大を図るとともに、教職員の初任者研修、10年経験者研修等において、食育に関する講座を位置づけるなど、研修内容の

充実や食育指導体制の充実を図ります。(スポーツ健康課)

- ・ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。(スポーツ健康課)
- ・ 栄養教諭、学校栄養職員と養護教諭を中心に、保護者と学校が連携を図りながら児童生徒の実態に応じた指導プログラムを作成し、食物アレルギーや肥満等についての個別指導や集団指導を行うことにより、健康的な生活習慣の定着を図ります。(スポーツ健康課)
- ・ 農林水産業者等と連携し多様な体験活動の実施を推進するためのネットワークの構築に努めます。(スポーツ健康課)

②学校給食の充実

- ・ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。 ※再掲 (畜産課)
- ・ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。(スポーツ健康課)
- ・ 給食献立表や給食だより等の配布、親子料理教室や学校給食試食会等の取り組みにより、食育の普及を図ります。(スポーツ健康課)
- ・ 栄養教諭、学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対して感謝する心を育てます。(スポーツ健康課)
- ・ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。 ※再掲 (スポーツ健康課)
- ・ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。 ※再掲 (スポーツ健康課)

③食育を通じた健康状態の改善の推進

- ・ 消費者としての視点から食を主体的に選択する力（食の自己管理能力）を育む等、教育活動全体で発達段階や実態に応じた食に関する指導を更に充実させます。（スポーツ健康課）

④保育所等での食育の推進

- ・ 保育所（園）長や調理担当職員等への研修等を通して、乳幼児期にふさわしい給食の実践を推進するとともに、給食の役割や食育の重要性等についての理解を促進します。（子育て支援課）

⑤大学と連携した食育推進

- ・ 県と大学との連携による食育推進の取り組みとして、食に関する講義への県職員の出講、幼稚園、保育所、認定こども園における学生による食育ボランティア活動に係る研修の実施、県産食材を活用した創作郷土料理レシピやヘルシーメニューの開発などを進めます。

（消費生活安全課、健康増進課）

(3) 地域における食育の推進

食は日常生活そのものであり、家庭や学校以外でも、地域における生活のあらゆる場面で食育推進の大切な場となります。

特に、本県の死亡原因の5割を占める生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の促進、健康づくりや、健全な食生活の推進など、様々な家庭の状況や生活の多様化により地域の果たす役割は一層重要になっており、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携しつつ、食育についての様々な関係者が様々な機会をとらえて、地域における子どもから高齢者まで県民一人ひとりの食生活の改善を進めます。

①栄養バランスが優れた日本型食生活の実践

- ・ 食生活改善推進員等による、子どもから高齢者までを対象とした地域に根付いた食生活改善の取り組みを支援します。（健康増進課）

②食育ガイド等の活用促進

- ・ バランスのとれた食生活、特に食塩摂取量をひかえた食事の実践を促進するため、栄養士会等を通じて、食生活指針、食事バランスガイド、食育ガイド等の普及を推進します。（健康増進課）

③専門的知識を有する人材育成・活用

- ・ 栄養士、調理師、食生活改善推進員等への研修会等を開催し、地域における栄養相談や食生活改善の取り組みの充実を図るとともに、特定給食施設等への監視、指導、助言を通じて、食育の推進を図ります。（健康増進課）

④健康づくりの推進

- ・ 事業所への出前健康講座や生活習慣病予防講習会等により、生活習慣病等の予防にむけた食生活の改善に関する情報提供や、生涯を通じた健康づくりの推進体制の整備を図ります。（健康増進課）

⑤健康寿命の延伸につながる食育推進

- ・ 市町村、栄養士会、企業、食生活改善推進員等と協働した栄養、食生活の改善の取り組みを通して、メタボリックシンドローム予防を推進します。（健康増進課）

⑥歯科保健活動における食育推進

- ・ 「歯と口腔の健康週間」、「山梨県民歯科保健のつどい」等における啓発活動、8020運動（生涯を通じた口腔の健康づくり）により、食生活を支える口腔機能維持・向上の推進を図ります。（健康増進課）

⑦食育関連事業者等による食育推進

- ・ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介などの情報を提供します。（消費生活安全課）

⑧妊産婦や乳幼児に関する栄養指導

- ・ 市町村において、健康相談等により、妊産婦や乳幼児に対して、離乳食、アレルギー、味覚等に関する栄養指導や情報の提供を促進します。※再掲（健康増進課）
- ・ 愛育会が行う声かけ運動により幼児期における食の知識の普及を図ります。 ※再掲（健康増進課）

⑨食に関する指導の充実

- ・ 学校等の内外で地域や家庭との連携を図りながら、地域全体で食育への理解を深めるため、シンポジウムや学習会等の開催、地場産物の生産体験活動等を通じた生産者との交流、子どもや保護者を対象とした食育啓発資料の作成など、様々な取り組みを進めます。※再掲（スポーツ健康課）

2 地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進、食文化の継承

本県は様々な特色ある食物を生産し、また、大都市に隣接しながら恵まれた自然の中で、特色ある食文化を発展させてきました。

地元で生産された新鮮で安全な県産食材を地元で消費する「地産地消」を進めることで、食に関する県民の理解と関心を高めるとともに、農産物の消費地が近い本県の特性を生かして、消費者による農業体験や、生産者との交流イベントなどを通して、食に対する感謝の気持ちを醸成し、労働の尊さを実感し、更には農業への理解を深めていきます。

また、体験型ツーリズムに対するニーズの高まりなどを背景として、食を支える本県の農業・農村での体験は貴重な観光資源でもあることから、直売所や市民農園などを活用した食育を進めることで、地域の活性化を図ります。

また、平成25年12月に「和食：日本人の伝統的な文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、①多様で新鮮な食材と持ち味の尊重、②栄養バランスの良さ、③自然や季節の表現、④年中行事との密接な関わり、など「和食」のもつ4つの特徴が認識されてきました。

そこで、本県で生産される米や果実、野菜等の多様な農産物や、それらを活用した桔露柿などの加工品等、本県の地域性を生かして、「地産地消」を推進しながら、ほうとうに代表される郷土食など、特色ある食文化を継承し、これまで先人が積み重ねてきた食に関する経験を学び、一層豊かな食文化を創造し、地域の活性化に役立てていきます。

①都市と農山村との交流の促進

- ・ 農産物等の直売や加工体験、地域情報等を提供する施設、市民農園、体験農園の整備を促進し、生産者と消費者の交流の場を提供します。

(農村振興課)

②農林業者等による食育の推進

- ・ 農林業者等は、学校、保育所等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して教育ファーム等農林業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するように務めます。

(農業技術課、スポーツ健康課)

③地産地消の推進

- ・ 「ふるさと特産品フェア」や「野菜の日」、「特用林産フェア」、「県産品愛用キャンペーン」等の様々なイベント、テレビ、ラジオ、新聞等の様々な媒体、県政出張講座等を通じて、地産地消のPR活動を展開します。

(農政総務課・果樹食品流通課・林業振興課)

- ・ 地産地消を県民運動として定着させていくため、食のやまなし地産地消推進大会等を開催します。

(果樹食品流通課)

- ・ 県産食材の地産地消を促進するため、レストラン、ホテル等、実需者の県産食材のニーズ調査を行います。(果樹食品流通課)
- ・ 農産物直売所の利用を促進し、売上向上を図るため、経営管理や商品管理に関する研修会等を開催します。(果樹食品流通課)
- ・ 農産物直売所の利用者が求める地元農産物を安定して供給できるよう、生産品目の増加や周年生産、さらには直売所間の相互連携を促進します。(果樹食品流通課)
- ・ 県内の小中学校等における学校給食への県産牛乳の安定的な供給を推進します。(畜産課)
- ・ 学校給食等での県産農産物の利用拡大を促進するため、生産者及び農業団体、流通関係者、栄養士等による情報交換を進めます。(スポーツ健康課)
- ・ 地域の農業生産者等と協力体制を築き、学校給食に地域の食材を利用した献立、郷土食、行事食、米飯給食等を積極的に取り入れていきます。
※再掲 (スポーツ健康課)

④環境にやさしい農業の推進

- ・ 環境に配慮して化学合成農薬や化学肥料の使用を減らした農産物のうち、一定の基準を満たして栽培された県産農産物を認証する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」を推進します。(果樹食品流通課)
- ・ 環境にやさしい農業の実践に向け、有機農業や化学肥料、化学合成農薬の低減等をはじめとする環境保全型の農業生産方式の導入を推進します。(農業技術課)

⑤山梨ブランドの形成支援

- ・ ワインや日本酒をはじめ、生産者が取り組むプロモーション・キャンペーン等の様々な活動を支援し山梨県産食品の高品質化やブランド化、消費拡大に取り組むとともに、本県の風土が育んだ食文化として発信します。(地域産業振興課)
- ・ 物産展の開催等による販路拡大や観光キャンペーンやHPによる情報発信を推進します。(観光振興課)

⑥ボランティア活動等における取り組み

- ・ 食生活改善推進員等が作成した郷土料理集等の県の食育ホームページでの発信を通じて、郷土料理や特産品を活用した新たな料理の普及を図り、豊かな食文化を継承します。(消費生活安全課)

⑦学校給食での郷土料理等の積極的な導入

- ・ 学校給食において、地元や全国の郷土料理、姉妹都市の料理等を取り

入れることにより、食文化の継承と豊かな味覚を育みます。

(スポーツ健康課)

- ・ 栄養教諭、学校栄養職員や学級担任等の指導により、児童生徒の地域の食文化に対する関心を高め、理解させるとともに、食に対して感謝する心を育てます。 ※再掲 (スポーツ健康課)

⑧調理師会等との連携による食文化の継承

- ・ 調理師会や栄養士会、食生活改善推進員会との連携により、各種食に関するイベント、料理教室等を通じて、郷土料理を紹介、活用し、食文化の継承を推進します。 (健康増進課)

3 食育県民運動の展開

食育の取り組みは、県民一人ひとりが生涯にわたってねばり強く継続していくことが重要です。

一方で、食育に対する関心のない人にも働きかけを行ったり、個人の活動が円滑に進められるよう、周囲が支援するような環境づくりも大切であり、このような環境づくりは多くのボランティアに支えられてきました。

今後も、行政、関係者、ボランティア等が、それぞれ推進に向けた体制を整え、相互に連携・協力しながら力を合わせて活動を推進する県民運動として展開していきます。

そのためには、関係者が、日常的に食に関する知識の習得や情報提供を受けるとともに、活発な意見交換が行われるような機会と場の提供について充実を図ります。

①食育に関する県民理解の増進

- ・ 「食育月間」に合わせ、啓発活動や食育情報の提供、「食育推進シンポジウム」、「食育フェスタ」の開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。 (消費生活安全課)
- ・ 「食育月間」、「食育の日」などに合わせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「健やか山梨21推進大会」、「愛育大会」、「県民歯科保健大会(歯科保健のつどい)」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。 (消費生活安全課、健康増進課)

②ボランティア活動等民間の取り組みへの支援、表彰等

- ・ 「食育推進ボランティア」を登録し、それらを対象とした研修会等を開催し、その専門性を活かした食育活動の充実を図ります。 (消費生活安全課)

- ・ NPO法人等による先進性や持続性、事業効果のある食育活動、民間団体によるボランティア活動を支援します。(消費生活安全課)
- ・ 「食の安全・食育推進大会」や「食のやまなし地産地消推進大会」等において、食育の推進や地産地消に取り組む団体を表彰し、食育や地産地消についての県民意識の高揚を図ります。(消費生活安全課、果樹食品流通課)

③市町村食育推進計画との連携

- ・ 「食育月間」中に、県内各地で一斉に啓発活動を実施するなど、市町村食育推進計画との連携を図りながら効果的な施策の推進を図ります。(消費生活安全課)

④食育県民運動に資する情報の提供

- ・ 栄養士会による栄養相談事業、市町村広報誌への情報提供の取り組み、調理師会や食生活改善推進員会等による食育に関する情報提供の取り組みを推進します。(健康増進課)

⑤食品関連業事業者による食育推進)

- ・ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介などの情報を提供します。※再掲 (消費生活安全課)

⑥食品情報に関する制度の普及)

- ・ 県民から募集した「食品表示ウォッチャー」の活動や食品表示合同調査、食品表示買上げ調査を通じて、県民と食品関連事業者への食品情報に関する制度の普及を図ります。(消費生活安全課)

⑦県民の意見聴取等の推進)

- ・ 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進します。※再掲 (消費生活安全課)

⑧食品ロス削減を目指した県民運動の展開)

- ・ 消費者自らが食品ロスの削減を意識した消費行動等を実践する自覚を形成するため、情報交換や普及啓発等の取り組みを行います。(消費生活安全課)

4 食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。そのためには、世代に応じた具体的な取り組みや、最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠です。

このため、国等からの情報を迅速に収集し、市町村と連携する中で、この情

報を県民にわかりやすく情報提供していきます。

①基礎的な調査等の実施及び情報の提供

- ・ 県政モニターや各イベントでの食育アンケート、県民の栄養摂取状況や健康状態、生活習慣病等についての「県民栄養調査」、公立学校における健康診断や「新体力テスト・健康実態調査」などを食育推進施策の基礎資料とするとともに、必要な情報を提供します。(消費生活安全課)

②リスクコミュニケーションの充実

- ・ 食育や食の安全・安心等についての意見交換会や情報提供等を通じて、県民の意見聴取や関係団体の取り組みを促進します。(消費生活安全課)

③食品の安全性や栄養等に関する情報提供等

- ・ 県HPや消費生活情報誌「かいじ号」、各種パンフレット等により、食育活動事例や食品の安全性、栄養、食生活の改善について情報を提供するとともに、食についての総合窓口「食品安全110番」を通じて、県民からの食の安全・安心全般の相談や苦情、情報提供等を受け付けます。(消費生活安全課)
- ・ 県HPに「やまなし食の安全・安心ポータルサイト」を設置し、食品の安全性や栄養等食育に関する様々な内容を一元的に盛り込んだ情報を提供します。(消費生活安全課)
- ・ 食の安全・安心推進条例に基づく原産地に関する詳細な情報提供を推進するため、事業者への普及啓発・指導等を実施します。(消費生活安全課)
- ・ 「食育月間」に合わせ、啓発や食育情報の提供、「食育推進シンポジウム」、「食育フェスタ」の開催等を通じて、食育についての県民意識の醸成を図るとともに、市町村、家庭、学校、保育所、地域等と連携した取り組みを促進します。 ※再掲 (消費生活安全課)
- ・ 県民への情報提供を充実させるため、食品自主回収情報等を県HPで公表します。(消費生活安全課、衛生薬務課)
- ・ 「食育月間」、「食育の日」などにあわせて各種広報媒体を活用して食育情報の提供を行うとともに、「健やか山梨21推進大会」、「愛育大会」、「県民歯科保健大会(歯科保健のつどい)」等のイベントでの啓発を通じて、食育についての県民意識の高揚を図ります。 ※再掲 (消費生活安全課、健康増進課)
- ・ 食品の取り扱いや食中毒防止のための講習会、県HPや広報等を通じて、食品の安全性や食品衛生の知識の普及を図ります。(衛生薬務課)

④食品表示の適正化の推進

- ・ 県民から募集した「食品表示ウォッチャー」の活動や食品表示合同調査、食品表示買上げ調査を通じて、県民と食品関連事業者への食品情報に関する制度の普及を図ります。 ※再掲 (消費生活安全課)
- ・ 国の関係機関等と連携して、「米トレーサビリティ」制度に基づく生産者、事業者等へ米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する指導等を推進します。 (消費生活安全課)
- ・ 県産牛肉情報掲載HP等による「牛肉トレーサビリティ」制度の適切な運用や、農家等への農薬・肥料等の使用履歴記帳を促進します。 (畜産課・農業技術課)

⑤食育県民運動に資する情報の提供

- ・ 栄養士会による栄養相談事業、市町村広報誌への情報提供の取り組み、調理師会や食生活改善推進員会等の活動による食育に関する情報提供の取り組みを推進します。 ※再掲 (健康増進課)

⑥食品関連業事業者等による食育推進

- ・ 食品関連事業者やNPO法人等の食育活動を促進するため、「やまなし食育推進応援団」として登録し、県HP等で食育に関する活動の内容、事業所等の紹介など情報を提供します。 ※再掲 (消費生活安全課)

第5章 重点的に取り組む施策

第2次やまなし食育推進計画の検証結果を踏まえ、食を取り巻く環境の変化や本県の地域性を反映させるなかで、今後の食育の推進を図るため、本計画で重点的に取り組む施策を次のように定めます。

重点施策1 塩分摂取を控え、栄養バランスのとれた日本型食生活を推進し、県民の健康寿命の延伸につなげます。

数値目標：①県民（20歳以上）の1日の食塩摂取量をへらす

②運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合（40歳～59歳）をふやす

○取り組みの方向

【日本型食生活の周知、実践】

日本型食生活は、主食、主菜、副菜など多くの食材を摂取することができ、栄養バランスのとれた理想的な食事スタイルであり、「食生活指針」や「食事バランスガイド」、「食育ガイド」を活用した普及啓発や、健康的な食生活のために必要な情報の提供を通じて、地域全体で日本型食生活について内容やメリット等をわかりやすく周知し、その実践を進め、県民の健康寿命の延伸につなげていきます。

（消費生活安全課、健康増進課）

【市町村や関係団体等との連携】

栄養バランスのとれた日本型食生活の推進にあたっては、引き続き、市町村や食生活改善推進員、食育推進ボランティア、食育推進応援団などと連携を図りながら進めます。

（消費生活安全課、健康増進課）

【減塩運動の推進】

本県の県民1人1日当たりの食塩摂取量が全国平均を上回っていることから、産学官が連携した減塩レシピの作成・活用や、外食産業やスーパーマーケット業界等への減塩メニューの作成等の働きかけを行うとともに、マスコットキャラクターや標語を活用した減塩運動を推進するなど、食塩を控えた美味しい「うす味料理」の普及を推進していきます。

（健康増進課）

重点施策2 郷土食や行事食などの食文化を継承する取り組みを促進します。

数値目標：①山梨県食育推進協議会の構成団体が実施する「伝統的な料理や作法などを継承し伝える活動」の参加人数をふやす

○取り組みの方向

【山梨県食育推進協議会の構成団体の活動の促進】

山梨県食育推進協議会の構成団体が、それぞれの活動分野において、市町村や学校等、関係団体などと連携して、地域や家庭などで受け継がれてきた郷土料理、行事食など伝統的な食文化の料理法や作法を伝承する活動を促進します。

(消費生活安全課)

【ホームページ等を活用した情報提供】

県のHP等を活用し、郷土食や行事食など、本県の伝統的な食文化に関する情報を、県民にわかりやすく提供します。

(消費生活安全課)

【学校給食や地域の料理教室等】

地域で育んできた豊かな食文化を次世代に伝えていくため、学校給食における郷土食や行事食の提供、地域における料理教室等の取り組みを促進します。

(健康増進課、スポーツ健康課)

重点施策3 食育県民運動を展開します。

数値目標：①食育推進ボランティア（食生活改善推進員を除く。）の登録人数をふやす

②食育推進活動に取り組むやまなし食育推進応援団の登録事業所数をふやす

③食育月間中に、市町村食育推進計画に基づき市町村により実施される啓発活動数をふやす

○取り組みの方向

【ネットワークの活用】

山梨県食育推進協議会などの取り組みを通じて、教育や農業、産業など関係分野の各団体との幅広いネットワークを活用します。

(消費生活安全課)

【体系的な食育推進】

地域における食育推進の取り組みを体系的に進めるため、県食育推進計画に基づく各施策の連携、協力を図るとともに、市町村によるそれぞれの食育推進計画

に基づいた施策の実施を支援し、「食育月間」などを中心に、全県的な活動を推進します。
(消費生活安全課)

【食育推進ボランティア】

食育への理解を身近な生活の場面で進める手段として、「食育推進ボランティア」は重要な役割を果たしていることから、登録ボランティアの活動の更なる活発化を促進するとともに、研修会や説明会等により、活動に必要な情報を提供します。
(消費生活安全課)

【やまなし食育推進応援団】

県民の日々の生活における食育の実践活動を支援するため、健康に配慮した商品やメニューの提供、食生活の改善や適切な食の選択に役立つ情報の提供など、食育推進に積極的に取り組む民間の食品関連事業所について、「やまなし食育推進応援団」への更なる登録の促進を図るとともに、県HPにより、登録事業所の活動を広く紹介します。
(消費生活安全課)

【学校や保育所等】

学校や保育所等において、給食をはじめとして、授業や体験学習など教育活動全般を通して、地域や家庭とも連携しながら、食育指導の一層の充実に向けた取り組みを推進します。
(子育て支援課、スポーツ健康課)

【人材の資質向上】

栄養教諭や学校栄養職員、保育士、保健師、栄養士など、食育の推進を担う人材の資質向上を図るため、研修会等により、活動に必要な情報を提供します。
(子育て支援課、健康増進課、スポーツ健康課)

【意見交換や情報提供】

食品のリスクなどに関する科学的知見に基づく正しい理解や判断を促進するため、関係者や県民参加による意見交換や情報提供を推進します。
(消費生活安全課)

【事業者や消費者団体等との連携】

農業生産者や食品関連事業者、消費者団体、NPO法人などと連携し、それぞれの資源を活かした食育の取り組みを促進します。
(消費生活安全課)

第6章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(1) 県における推進体制

この計画の施策・事業は、知事を本部長とする「山梨県食の安全・食育推進本部」を設置し、庁内推進体制を整え、関係部局の連携・協力のもと、総合的かつ計画的に推進します。

(2) 県民運動としての食育推進体制

関係する民間団体、行政機関等で構成する「山梨県食育推進協議会」を推進主体として、国・県・市町村・教育関係者・生産者・事業者等が協働して、様々な機会を通じて県民に働きかけ、県民運動として取り組みの実践を進めます。

2 関係者の役割

(1) 県民

県民一人ひとりが、食育の実践主体として、家庭、学校、地域等、社会のあらゆる場において、食に関する正しい知識と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活の実現に努めることが期待されます。

また、食に感謝する心を持ち、心身ともに健康で、豊かな人間性を育むことに努めるとともに、食育活動に主体的に参加し実践することが期待されます。

(2) 教育関係者等

学校、保育所など教育関係者等には、家庭や地域等との連携を図りながら、あらゆる機会や場所を利用して、望ましい食習慣の形成等に向けた子どもへの食育に積極的に取り組むとともに、食に関する指導を行う職員の資質向上や食育指導体制の整備に努めることが期待されます。

(3) 生産者・食品関連事業者等

農林水産物の生産、食品の製造・加工・流通・販売又は食の提供を行う者は、学校・地域等との連携を図りながら、食育に関する様々な体験機会や情報の提供、地産地消などの取り組みを通じて、積極的に食育活動を進めることが期待されます。

(4) NPO等の民間団体

地域住民への望ましい食習慣の啓発や体験活動の提供、食を通じた地域での交流、次世代への食文化の継承など、率先して、地域において食育の実践につながる効果的な活動の展開が期待されます。

(5) 県

食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民が行う食育推進のための取り組みを、関係機関・団体等との連携を密にしながら促進します。

(6) 市町村

地域に密着した食育活動を推進するためには、より住民に身近な地方公共団体である市町村の取り組みが重要となります。

このため、地域住民や関係団体と連携協力して、地域の特性を活かした市町村食育推進計画に基づき取り組みを実施し、地域における食育の円滑な推進に努めることが期待されます。

3 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、施策を効果的・効率的に推進する観点から、毎年度、進捗状況の把握や評価を実施し、適切な進行管理を行います。

県は、計画の進捗状況や評価を「山梨県食の安全・安心審議会」に報告するとともに、県のHP等を通じて県民に公表します。

また、計画は必要に応じて見直しを行うとともに、見直しにあたっては関係者の意見等を反映させていきます。

第7章 食育推進の目標指標

1 指標の考え方

- ・施策の基本方針ごとに目標指標を設定し、施策との関連を明確にする。
- ・目標指標は、客観的データに基づく指標とし、データソースを明らかにする。

2 指標の選定基準

- ・県民運動として食育を推進するのに、ふさわしい項目とする。
- ・食育を推進するのにふさわしい定量的な目標数値を設定する。
- ・施策の基本方針ごとに、達成状況を把握できる目標指標を選択する。

3 食育推進の目標指標

本計画に基づく施策を推進するため、基本方針ごとに、次のとおり数値目標を定める。

基本方針1

生活の場面やライフステージに応じた切れ目のない食育の推進

(1) 家庭における食育の推進

- ・数値目標1 朝食を毎日食べる子ども（中学校3年生）の割合をふやす
（山梨県新体力テスト・健康実態調査の数値）

現状（H26）		目標（H32）
男子：85.4%	⇒	88%以上
女子：84.7%	⇒	88%以上

<参考> H26の朝食を毎日食べる子どもの割合

男子：	小1（95.3%）、小6（90.4%）、
	高3（全日制）（82.6%）、高4（定時制）（30.5%）
女子：	小1（95.0%）、小6（92.1%）、
	高3（全日制）（86.3%）、高4（定時制）（19.5%）

- ・数値目標2 朝食を週3回以上食べる若者（20～39歳）の割合をふやす
（市町村国保住民健診問診票の集計数値）※ただし、1村を除く26市町村

現状（H26）		目標（H32）
78.8%	⇒	85%以上

- ・数値目標3 家族と毎日、夕食を食べる子ども（小学校6年生）の割合をふやす
（山梨県新体力テスト・健康実態調査の数値）

現状（H26）		目標（H32）
男子：79.4%	⇒	85%以上
女子：83.7%	⇒	85%以上

<参考> H26の家族と毎日、夕食を食べる子どもの割合

男子： 小1 (91.5%)、 中3 (72.2%)、
高3 (全日制) (58.6%)、 高4 (定時制) (37.3%)
女子： 小1 (92.3%)、 中3 (76.4%)、
高3 (全日制) (66.7%)、 高4 (定時制) (46.3%)

(2) 学校、保育所等における食育の推進

- ・ 数値目標4 小中学校における農業体験の延べ実施回数をふやす
(消費生活安全課調べ) ※公立小中学校の実績

現状 (H26)		目標 (H32)
3,715回	⇒	3,800回以上

(3) 地域における食育の推進

- ・ 数値目標5 県民(20歳以上)の1日の食塩摂取量をへらす (重点施策1の指標)
(県民栄養調査)

現状 (H26)		目標 (H32)
10.5g	⇒	8.6g未満

- ・ 数値目標6 運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(40歳~59歳)をふやす (重点施策1の指標)

(市町村国保住民健診問診票の集計数値) ※ただし、3市村を除く24市町村

現状 (H26)		目標 (H32)
36.8%	⇒	50%以上

基本方針2

地産地消の推進や生産者と消費者との交流の促進、食文化の継承

- ・ 数値目標7 学校給食における地場産物を使用する割合(食材ベース)をふやす
(学校給食における地場産物の活用状況調査)

現状 (H26)		目標 (H32)
25.7%	⇒	30%以上

- ・ 数値目標8 山梨県食育推進協議会の構成団体が実施する「伝統的な料理や作法などを継承し伝える活動」の参加人数をふやす (重点施策2の指標)

(消費生活安全課調べ)

現状 (H26)		目標 (H32)
13,361人	⇒	14,000人以上

基本方針3

食育県民運動の展開

- ・ 数値目標9 食育推進活動に取り組むやまなし食育推進応援団の登録事業所数をふやす
(重点施策3の指標)

(消費生活安全課調べ)

現状 (H26)

249事業所

⇒

目標 (H32)

275事業所以上

- ・ 数値目標10 食育推進ボランティア(除く食生活改善推進員)の登録人数をふやす
(重点施策3の指標)

(消費生活安全課調べ)

現状 (H26)

1,284人

⇒

目標 (H32)

1,400人以上

- ・ 数値目標11 「食育推進月間」中に、市町村食育推進計画に基づき市町村により実施される啓発活動数をふやす (重点施策3の指標)

(消費生活安全課調べ)

現状 (H26)

109件

⇒

目標 (H32)

120件以上

基本方針4

食品の安全性や栄養等の食生活に関する情報の提供

- ・ 数値目標12 県HP「食の安全・安心ポータルサイト」へのアクセス数をふやす
(消費生活安全課調べ)

現状 (H26)

9,867件

⇒

目標 (H32)

12,000件以上

○目標指標一覧

区分	No.	指標項目	現状数値 (H26年)	目標数値 (H32年)	
1-(1)	1	朝食を毎日食べる子ども(中学校3年生)の割合(%)	男子	85.4	88以上
			女子	84.7	88以上
	2	朝食を週3回以上食べる若者(20~39歳)の割合(%)	78.8	85以上	
	3	家族と毎日、夕食を食べる子ども(小学校6年生)の割合(%)	男子	79.4	85以上
女子			83.7	85以上	
1-(2)	4	小中学校における農業体験の延べ実施回数(回)	3,715	3,800以上	
1-(3)	5	県民(20歳以上)の1日の食塩摂取量(g)	10.5	8.6未満	
	6	運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合(40歳~59歳)(%)	36.8	50以上	
2	7	学校給食における地場産物の使用割合(食材ベース)(%)	25.7	30以上	
	8	山梨県食育推進協議会の構成団体が実施する「伝統的な料理や作法を継承し伝える活動」の参加人数(人)	13,361	14,000以上	
3	9	食育推進応援団の登録数(事業所)	249	275以上	
	10	食育推進ボランティア(食生活改善推進員を除く。)の登録人数(人)	1,284	1,400以上	
	11	食育月間中に市町村食育推進計画に基づき市町村が実施する啓発活動数(件)	109	120以上	
4	12	食の安全・安心ポータルサイトへのアクセス数(件)	9,867	12,000以上	